

au ひかりプラス 説明事項（重要）プロバイダ編

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

■会員規約

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社(以下「弊社」といいます)は、So-net サービス会員規約本則(以下「本則」といいます)を、以下の通り定めます。

第 1 章 総則

第 1 条（定義）

本則における用語を以下の通り定義します。

- (1)「So-net サービス」とは、弊社が提供する各種サービスをいいます。
- (2)「会員」とは、弊社が定める手続に従い So-net サービスの全部または一部を利用する資格を持つ個人、法人またはこれに準じる団体をいいます。
- (3)「利用資格者」とは、会員の持つ So-net サービス利用資格に基づいて So-net サービスの全部または一部を利用することを、弊社が承諾した会員の家族または社員等、その他の個人をいいます。
- (4)「個別規定」とは、各 So-net サービスの利用に関して、弊社が別途定める規定をいいます。なお、個別規定には、弊社が随時通知または Web サイト上に掲示する条件を含むものとします。
- (5)「本規約」とは、本則および個別規定を総称していいます。
- (6)「接続サービス」とは、So-net サービスのうち、弊社が提供する各種インターネット接続サービスをいいます。
- (7)「接続サービス会員」とは、接続サービスの利用資格を有する会員をいいます。
- (8)「ソネットポイント」とは、弊社が提供する So-net サービスおよび別途弊社が指定する第三者（以下「提携会社」といいます）が提供するサービスの利用に伴い、弊社が会員に対して付与するポイント、または付与主体である提携会社からの指示により弊社が会員に対して発行するポイントに関するポイントプログラムをいいます。
- (9)「ID 等」とは、弊社が会員に貸与するユーザーID、自己の設定するパスワード、その他 So-net サービスを利用するために弊社が会員に対して付与する記号または番号をいいます。
- (10)「他者提供サービス」とは、弊社が付与する ID 等を用いて利用する、弊社が指定する他者が提供する無償または有償のサービスをいいます。
- (11)「会員情報」とは、So-net サービスに関して会員または利用資格者が弊社に対して提供する、氏名、住所、生年月日、カード番号等の、会員または利用資格者を認識もしくは特定できる情報をいいます。
- (12)「履歴情報」とは、弊社に記録される会員および利用資格者による So-net サービスの利用履歴および弊社の Web サイトにアクセスする前に会員または利用申込者が閲覧している広告に関連する履歴（閲覧日や広告掲載サイト等）をいいます。

第 2 条（本規約の適用および変更）

1.本則は、全ての So-net サービスおよび他者提供サービスの利用に関し適用されるものとします。また、個別規定は、該当する So-net サービスの利用に関し適用されるものとします。

2. So-net サービスおよび他者提供サービスに関し、本則に定める内容と個別規定または他者提供サービスに関する規定に定める内容が異なる場合には、別途弊社が明示的に定める場合を除き、個別規定または他者提供サービスに関する規定に定める内容が優先して適用されるものとします。

3. 弊社は、民法第 548 条の 4 の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、本規約を変更できるものとします。

第 2 章 申込・退会

第 3 条（利用申込）

1. So-net サービスの利用希望者は、本則および該当する個別規定を承認した上で、So-net サービスごとに弊社が別途指定する手続きに従って So-net サービスの利用を申込みものとし、弊社がこれを承諾し、当該手続きが完了した時点で該当する So-net サービスの利用契約が成立して利用資格を得、会員となるものとします。

2. 他者提供サービスの利用希望者は、本則および該当する他者提供サービスに関する規定を承認した上で、当該他者が別途指定する手続きに従って当該他者提供サービスの利用を申込みものとします。なお、他者提供サービスの利用資格を得た会員は、他者提供サービスに関する利用契約が当該他者との間で成立することをあらかじめ承諾するものとします。

3. 既に会員である方が、利用資格を得ていない So-net サービスまたは他者提供サービスの利用を新たに希望される場合には、新たに入会手続きを経ることなく、弊社が別途定める So-net サービス、または他者提供サービスの利用申込手続きを経て、弊社が承認することにより、かかる So-net サービスまたは他者提供サービスの利用が開始できるものとします。

4. 成年被後見人、被保佐人または被補助人である So-net サービスまたは他者提供サービスの利用希望者は、成年後見人、保佐人または補助人から事前に同意を得た上で前三項に述べる手続きに従って、So-net サービスまたは他者提供サービスの利用を申込みものとします。

5. 本条に定める申込みについて、So-net サービスまたは他者提供サービスの利用希望者が以下のいずれかに該当し、または該当するおそれが高いと弊社が判断した場合、弊社はその申込みを承諾しない場合があります。

(1) 利用申込にあたり、虚偽の記載、誤記、記載漏れまたは入力漏れがあった場合。

(2) 利用申込にあたり、So-net サービスまたは他者提供サービスの利用希望者が指定したクレジットカードまたは指定口座について、クレジットカード会社、収納代行会社または金融機関等により利用停止処分等を受けている場合。

(3) 過去に、So-net サービスまたは他者提供サービスの利用資格の停止または失効を受けた場合。

(4) 過去に、So-net サービスまたは他者提供サービスの利用に際し、料金の未納、滞納または不当にその支払いを免れる行為をした場合。

(5) 利用申込者が、未成年である場合。

(6) 利用申込者が、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込みの際に自らの成年後見人、保佐人または補助人の同意を得ていない場合。

(7) 不適切または不正な申込み等、So-net サービスまたは他者提供サービスを利用する意思のない申込みであると弊社が合理的に判断した場合。

(8) その他、業務の遂行上または技術上、支障を来すと、弊社が合理的に判断した場合。

第4条（解約・退会）

- 1.各 So-net サービスを利用する会員が、弊社所定の手続に従って、当該各 So-net サービスの終了を申し入れた場合、別途弊社が定める日をもって、当該各 So-net サービスを利用する会員と弊社との間の当該 So-net サービスに関する利用契約は解約され、当該 So-net サービスの提供は終了するものとします。なお、この場合、料金の日割りによる計算は行いません。
- 2.他者提供サービスを利用する会員は、弊社または当該他者所定の手続に従って、当該他者提供サービスに関する利用契約を解約するものとします。
- 3.前二項に従い、各 So-net サービスまたは他者提供サービスに関する利用契約が終了した場合、当該各 So-net サービスまたは当該他者提供サービスを利用する会員は、当該各 So-net サービスまたは当該他者提供サービスの提供が終了する日までに発生する弊社または弊社が指定する他者に対する債務の全額を、弊社の指示に従い支払うものとします。なお、弊社は、各 So-net サービスまたは他者提供サービスに関する利用契約が終了した場合であっても、既に支払われた料金等を、当該会員に対して払い戻す義務を負わないものとします。

第5条（So-net サービス利用資格の停止および失効）

- 1.会員または利用資格者が以下の各号の一に該当し、または該当するおそれが高いと弊社が判断した場合、弊社は、事前に通知することなく、直ちに該当する会員の So-net サービスおよび他者提供サービスの利用資格の全部もしくは一部を停止するまたは失効させることができるものとします。

(1)会員または利用資格者について、第3条（利用申込）第5項各号に該当した場合。

(2)会員または利用資格者が第22条（禁止事項）第1項各号に定める禁止行為を行った場合。

(3)会員により、So-net サービスまたは他者提供サービスに関する料金等の支払債務の履行遅延または不履行があり、相当な期間を定めた催告をしてもなお是正されない場合。

(4)支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の各申立てもしくは特別清算開始の申立てがあった場合。

(5)会員または利用資格者が本則または該当する個別規定に違反した場合。

(6)会員または利用資格者が、弊社のお問い合わせ窓口等に長時間の架電を行う、同様の問い合わせを過度に繰り返し行う、不当な義務もしくは要求等を強要する、または嫌がらせを行う等、弊社の業務に支障を来たした場合。

(7)会員が死亡した場合。

(8)会員が権利能力を失った場合。

(9)その他、会員もしくは利用資格者として不適切、または So-net サービスもしくは他者提供サービスの提供に支障があると弊社が合理的に判断した場合。

- 2.前項の規定に従い、何れかの So-net サービスまたは他者提供サービスの利用資格が停止または失効した場合、該当する会員は、期限の利益を失い、かかる利用資格の停止または失効の日までに発生した So-net サービスに関連する弊社に対する債務の全額を、弊社の指示する方法で一括して支払うものとします。

- 3.弊社は、会員の責に帰すべき事由により、会員の So-net サービスまたは他者提供サービスの利用資格が停止、失効または終了した場合であっても、会員によって既に支払われた So-net サービスに関する入会金や料金等を、一切払い戻す義務を負わないものとします。

- 4.会員が弊社と複数契約を締結している場合において、当該契約のいずれかに基づいて利用する So-net サービスの全部または一部、または他者提供サービスの全部または一部について、その利用資格の停止または失効となった場合、弊社は、当該会員が締結する他のすべての契

約に基づいて利用する So-net サービスまたは他者提供サービスの全部または一部についても、その利用資格を停止または失効させることができるものとします。

5.本則または各個別規定の定めに従って会員が So-net サービスおよび他者提供サービスの利用資格を全て失った場合、当該会員は退会したものとみなします。

第3章 So-net サービスまたは他者提供サービスの利用・提供

第6条（設備等の準備）

1.会員は、通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器の準備、設置、接続および設定、回線利用契約の締結ならびにアクセスポイントへの接続、インターネット接続サービスへの加入、その他自己の利用する So-net サービスまたは他者提供サービスを利用するために必要な準備を、自己の費用と責任において行うものとします。

2.弊社は、会員または利用資格者が So-net サービスまたは他者提供サービスを利用するにあたり使用する通信機器、ソフトウェアおよびこれらに付随して必要となる全ての機器との互換性を確保するために、弊社の管理する設備、システムもしくはソフトウェアを改造、変更または追加したり、So-net サービスの提供方法を変更する義務を負わないものとします。

第7条（So-net サービスまたは他者提供サービスの提供）

弊社は、理由の如何を問わず、会員に事前の通知をすることなく、So-net サービスまたは他者提供サービスの全部または一部の変更、追加および廃止ができるものとします。ただし、個別規定で定める個々の So-net サービスの全部を廃止する場合、および本規約の変更を伴う So-net サービスの内容の変更、追加および削除を行う場合には、弊社は自らが適当と判断する方法で、事前に当該 So-net サービスの利用資格を有する会員にその旨を通知または弊社の Web サイト上に掲示するものとします。

第8条（So-net サービスおよび他者提供サービスの利用）

1.So-net サービスおよび他者提供サービスは、その利用資格を有する会員および利用資格者のみが利用できるものとします。会員は、So-net サービスまたは他者提供サービスの利用資格を得た後に、So-net サービスまたは他者提供サービスの利用条件または利用内容を変更する場合、弊社が別途指定する手続に従うものとします。

2.会員は、本規約に従って So-net サービスを利用するものとします。

3.会員は、So-net サービスと同時にまたはこれに関連して So-net サービスおよび他者提供サービス以外の各種インターネットサービスを利用する場合であっても、かかるインターネットサービスに関する規約、契約、利用条件等にかかわらず、So-net サービスおよび他者提供サービスの利用に関しては、本規約の内容に従うものとします。

4.会員は、自己の有する資格に基づいて So-net サービスまたは他者提供サービスを利用する利用資格者に対し、本規約において自己に課されている義務と同等の義務を課し、これを遵守させるものとし、かつ、弊社に対して、利用資格者による当該義務の違反に関し、当該利用資格者と連帯して責任を負うものとします。万一、利用資格者が当該義務に違反した場合、会員は、自己の費用と責任において、弊社の指示に従い、当該利用資格者による So-net サービスまたは他者提供サービスの利用を中止させ、かつ、再発防止に必要な措置を取るものとします。

5.会員は、本規約にて明示的に定める場合を除き、自らまたは利用資格者が So-net サービスまたは他者提供サービスを通じて発信する情報、および自己または利用資格者による So-net サービスまたは他者提供サービスの利用につき一切の責任を負うものとし、他の会員、第三者および弊社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。

6.So-net サービスまたは他者提供サービスの利用に関連して、会員もしくは利用資格者が他の会員、第三者または弊社に対して損害を与えた場合、あるいは会員もしくは利用資格者与其他の会員または第三者（他者提供サービスを提供する他者も含みます）との間で紛争が生じた場合、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、弊社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。

第9条（料金および支払い）

1.会員は、So-net サービスまたは他者提供サービスの利用にあたって、別途弊社が定める利用料金等の料金を、別途弊社の定める方法により支払うものとします。

2.弊社は、弊社が適当と判断する方法で会員に事前に通知することにより、前項に定める料金およびその支払い方法を変更することができるものとします。ただし、料金およびその支払方法の変更の詳細については、弊社の Web サイト上に掲示することにより、会員への通知に代えることができるものとします。その場合、会員は、料金およびその支払方法の変更に関する通知の日から起算して 8 日以内に、第 4 条（解約・退会）に従って該当する So-net サービスまたは他者提供サービスの利用の終了を申し入れることができるものとします。

第10条（弊社が管理する設備の修理または復旧）

1.So-net サービスの利用中に会員が弊社の管理する設備、システムまたは So-net サービスに異常、故障または障害を発見した場合、会員は、会員自身の設備、ソフトウェア等に異常、故障または障害がないことを確認した上、弊社の管理する設備もしくはシステムの修理または So-net サービスの復旧を弊社に請求できるものとします。

2.弊社の管理する設備、システムまたは So-net サービスに異常、故障または障害が生じあるいは弊社の管理する設備もしくはシステムが滅失または毀損し、So-net サービスを提供できないことを弊社が知った場合、弊社は速やかにその設備またはシステムを修理し、So-net サービスを復旧するよう努めるものとします。

第11条（So-net サービスの提供の制限）

1.天災、地変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合、弊社の管理する設備またはシステムの保守を定期的にまたは緊急に行う場合、あるいは弊社の管理する設備またはシステムの障害その他やむを得ない事由が生じた場合、弊社は、自らの判断により会員および利用資格者に対する So-net サービスまたは他者提供サービスの提供の全部または一部を制限することができるものとします。なお、弊社は、本項の規定により So-net サービスの提供を制限する場合、弊社が適当と判断する方法で事前に会員にその旨を通知または弊社の Web サイト上に掲示するものとします。ただし、かかる So-net サービスまたは他者提供サービスの提供の制限が緊急に必要な場合、またはやむを得ない事情により通知できない場合には、この限りではないものとします。

2.弊社は、以下のいずれかに該当する場合、事前に会員に通知することなく、自らの判断により会員および利用資格者に対する So-net サービスまたは他者提供サービスの提供の全部または一部を制限することができるものとします。

(1)電気通信事業法第 8 条に従い災害の予防または救援、交通、通信または電力の供給の確保等に関する通信を優先的に取扱う必要がある場合。

(2)法令または管轄官公庁の求めるところに従う場合。

(3)その他弊社の責に帰すべからざる事由による場合。

3.弊社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が作成した児童ポルノを掲載している Web サイトのアドレスリストに基づき、当該 Web サイトならびに当該 Web サイトに掲載されている一部の映像または画像への会員および利用資格者からの閲覧要求を検知し、当該 Web サイト全体の閲覧または当該 Web サイトに掲載されている一部の映像または画像の全部もしくは一部の閲覧を制限することができるものとします。

4.弊社は、会員および利用資格者により帯域を継続的かつ大量に占有する通信手段を用いて行われる弊社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することができるものとします。

5.弊社は、前各項の So-net サービスまたは他者提供サービスの提供の制限によって生じた会員および利用資格者の損害につき一切責任を負わないものとします。

第 1 1 条の 2（設備等の調査及び注意喚起）

1.（定義）

本条における用語を以下各号の通り定義します。各用語の定義は本条に限り適用するものとします。

(1)「契約者回線」とは、So-net サービスの利用契約に基づいてサービス取扱所（So-net サービスに関する事業を行う弊社の事業所をいいます。以下同じとします）に設置される交換設備等（交換設備その他弊社が必要により設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします）とその交換設備等がある弊社のサービス取扱所内の弊社が指定する場所との間に設置される電気通信回線（サービス接続点または相互接続点との間に設置されるものを除きます）をいいます。

(2)「加入者回線」とは、So-net サービスの利用契約に基づいてサービス取扱所に設置される交換設備等と So-net サービスの利用契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいいます。

(3)「自営端末設備」とは、会員が設置する端末設備をいいます。

(4)「自営電気通信設備」とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号、以下「事業法」といいます）第 9 条の登録を受けた者または事業法第 16 条第 1 項の届け出をした者をいいます。以下同じとします）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のものをいいます。

(5)「技術基準等」とは、端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）および端末設備等の接続の技術的条件をいいます。

2.（So-net サービス利用資格の停止および失効）

会員または利用資格者が、以下の事項に該当し、または該当するおそれが高いと弊社が判断した場合、弊社は、事前に通知することなく、直ちに該当する会員の So-net サービスおよび他者提供サービスの利用資格の全部もしくは一部を停止するまたは失効させることができるものとします。

・契約者回線もしくは加入者回線に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信接続サービスの円滑な提供に支障がある場合に弊社が行う検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線もしくは加入者回線から取り外さなかったとき。

3.（検査）

弊社は、契約者回線または加入者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、以下各号のとおり、会員に、その自営端末設備または自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。

(1)会員は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）（以下、事業法施行規則という、以下同じとします）第 32 条第 2 項で定める場合を除き、本項の検査を受けることを承諾するものとします。

(2)本項の検査を行う場合、自営端末設備または自営電気通信設備の設置の場所に立ち入るときは、弊社の係員は、所定の証明書を提示します。

(3)本項の検査を行った結果、自営端末設備または自営電気通信設備が技術基準等に適合していると認められないときは、会員は、その自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線もしくは加入者回線から取り外すものとします。

4.（注意喚起）

弊社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づく国立研究開発法人情報通信研究機構およびその他信頼できる第三者がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により弊社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備の IP アドレスおよびタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する会員を確認し、注意喚起を行うことがあります。

第 4 章 接続サービス

第 1 2 条（接続サービスの利用者）

接続サービスの利用者は、以下に定める方のみとします。

(1)接続サービス会員が個人である場合においては、当該会員本人のみ。ただし、弊社が別途承諾している場合は、利用資格者も利用者としてします。

(2)接続サービス会員が法人である場合においては、接続サービスの契約の内容ごとに弊社が定める利用資格者。

第 1 3 条（接続サービスの利用）

1. 接続サービス会員は、接続サービスの利用にあたり、以下の作業を行うものとします。

(1)自己の利用する接続アカウントおよびメールアカウントの管理。

(2)自己の利用するメールボックスの登録および削除。

2. 利用資格者を有する接続サービス会員は、前項に定める作業に加えて、以下の作業を行うものとします。

(1)自己の接続サービス会員たる地位に基づく利用資格者が利用する接続アカウントおよびメールアカウントの管理。

(2)自己の接続サービス会員たる地位に基づく利用資格者が利用するメールボックスの追加登録および削除。

(3)利用資格者と弊社との連絡窓口として、接続サービスに関する弊社からの問い合わせへの対応、利用資格者の異動や変更の届出および自己の接続サービス会員たる地位に基づく利用資格者に対する弊社からの各種通知の告知ならびに遵守の徹底。

3. 法人である接続サービス会員は、接続サービスの利用にあたり、自らの費用と責任において、自らの役員または従業員の中から事前に接続サービスの利用に関する管理責任者を選任した上、弊社が別途定める手続に従い弊社に届出るものとし、かつ、当該管理責任者には前二項各号に定める作業を行わせるものとします。

4. 前各項の定めにかかわらず、接続サービス会員は、自己または自己の接続サービス会員たる地位に基づく利用資格者のメールアドレスおよびメールボックスが一定の期間において利用されていないとして別途弊社の定める条件に当てはまる場合、弊社が当該メールアドレスおよびメールボックスを削除する可能性があることをあらかじめ了承するものとします。なお、本項に従い削除するメールアドレスおよびメールボックスの情報の消失その他当該削除により生じた接続サービス会員の損害について、弊社は第 27 条第 1 項乃至第 3 項の定め以外の責任を一切負わないものとします。

5. 弊社に故意または重大な過失がある場合には、前項なお書きの規定は適用しません。但し、メールアドレスおよびメールボックスの削除にあたり、接続サービス会員への周知その他適正な手続を経ている場合には、弊社には故意または重大な過失はないものとみなされます。

第 5 章 ソネットポイント

第 14 条（目的）

1. ソネットポイントの付与レート、提携会社が提供するポイントプログラムにおけるポイントとの交換レート等、詳細については、別途弊社が定めるソネットポイントに関する諸規定により、会員に提示されるものとします。

2. 会員は、本則および別途提示されるソネットポイントに関する諸規定に従いソネットポイントを利用するものとします。

第 15 条（付与対象者）

会員は、弊社が別途定める場合を除き、ソネットポイントに関する特段の申込みを要せず、本則に同意することでソネットポイント付与の対象者になるものとします。

第 16 条（付与対象サービス）

ソネットポイント付与の対象となるサービスは、弊社が定めるサービスに限るものとします。

第 17 条（ソネットポイントの管理方法）

弊社は、別途弊社が定める方法により、会員が有するソネットポイント数、利用したソネットポイント数、その他ソネットポイントの残高等を、当該会員に対し告知するものとします。

第 18 条（ソネットポイントの利用）

1. 会員は、自らが正当に有するソネットポイントを、弊社が指定する物品やサービスへの交換等の方法で利用できるものとします。なお、ソネットポイントの利用方法の詳細については、別途弊社が定めるものとします。

2. ソネットポイントの利用に際し、会員は以下の各号の定めに従うものとします。

- (1) 別途弊社が定める場合を除き、ソネットポイントの移動、譲渡、質入れ等ができないこと。
- (2) 第三者とソネットポイントを共有することができないこと。
- (3) ソネットポイントを換金することができないこと。
- (4) 第三者によるソネットポイントの代理行使ができないこと。
- (5) 弊社が定める方法以外の方法により、ソネットポイントを利用することはできないこと。

第 19 条（ソネットポイントの消滅）

1. ソネットポイントの有効期限については、別途弊社が定めるものとします。

2. ソネットポイントの有効期限前に、退会等により会員が So-net サービスの利用資格を失った場合、資格喪失時点において未利用のソネットポイントは全て消滅するものとし、資格喪失後のソネットポイントの利用は、一切できないものとします。

3. 弊社によるソネットポイント付与後、付与の原因となった取引がキャンセル等の理由により消滅した場合、弊社は、会員に事前に通知することなく、会員による当該ソネットポイントの全部または一部の利用を停止し、または当該ソネットポイントを失効させることができるものとします。

4. 会員が以下の各号の一に該当する場合、弊社は、会員に事前に通知することなく、当該会員に対するソネットポイントの付与を停止し、当該会員によるソネットポイントの全部もしくは一部の利用を停止し、または付与済みのポイントを失効させることができるものとします。

- (1) 本則または別途提示されるソネットポイントに関する諸規定に違反した場合。
- (2) 会員が法令または公序良俗に反する方法により、ソネットポイントを取得した場合。
- (3) 前各号に定める場合のほか、その他弊社が不正または不適当と判断する方法により、ソネットポイントを取得した場合。

合。

5. 不正に取得したソネットポイントの利用等、会員の責に帰すべき事由に基づき、会員によるソネットポイントの利用に関して弊社に損害が生じた場合、会員は速やかに当該損害を賠償する義務を負うものとします。

第20条（税金・付帯費用）

ソネットポイントの取得、利用、交換等に関して、税金、その他の付帯費用が発生する場合、会員が自らこれらを負担するものとします。

第6章 会員の義務等

第21条（著作権）

1. 会員は、So-net サービスまたは他者提供サービスを通じて弊社が会員に提供する情報（映像、音声、文章等を含みます。以下同じとします）に関する著作権が、弊社または弊社に対して当該情報を提供した第三者に帰属するものであることを確認します。

2. 会員は、So-net サービスまたは他者提供サービスを通じて弊社から提供される情報を自己の私利利用の目的にのみ利用するものとし、商業目的に利用したり、他者への転送や一般公衆が閲覧できる Web サイト等への掲載などを行ってはならないものとします。

第22条（禁止事項）

1. 会員は、So-net サービスまたは他者提供サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 著作権、その他の知的財産権を侵害する行為。
- (2) 財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為。
- (3) 差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、または名誉・信用を毀損する行為。
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為。
- (5) 猥褻、児童ポルノもしくは児童虐待にあたる画像、映像、音声もしくは文書等を送信、掲載もしくは表示する行為、

これらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、掲示、表示もしくは販売を想起させる広告を表示もしくは送信する行為。

(6) 薬物犯罪、規制薬物、危険ドラッグ等の濫用に結びつく行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品等を販売等する行為。

- (7) 貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為または貸付契約の締結の勧誘を行う行為。
- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- (9) 事実と反する情報を送信・掲載する行為、または情報を不正に書き換える、改ざんする、または消去する行為。

- (10) 公職選挙法に違反する行為。
- (11) So-net サービスを通じてまたは So-net サービスに関連する営利を目的とする行為、またはその準備を目的とする行為。ただし、法人が自己の事業において弊社の接続サービスを利用する場合等、弊社が別途認める場合は、So-net サービスを通じてまたは So-net サービスに関連する営利を目的とする行為、またはその準備を目的とする行為のために接続サービスを利用することができるものとします。
- (12) So-net サービス、または第三者が管理するサーバ等の設備の運営を妨げる行為。
- (13) 無断で広告宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、大量のメールを送信する等により他の会員もしくは第三者のメールの送受信を妨害する行為、または受信者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為。
- (14) コンピュータウイルス等有害なプログラムを使用もしくは提供する行為、またはそれらを支援、宣伝もしくは推奨する行為。
- (15) 他の会員になりすまして So-net サービスまたは他者提供サービスを利用する行為。
- (16) 違法行為（違法な賭博・ギャンブル、拳銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人または脅迫等を含みますがこれらに限られません）を行わせ、請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含みます）する行為。
- (17) 人を自殺に誘引もしくは勧誘する行為、または他の会員もしくは第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。
- (18) 法令もしくは公序良俗（売春、暴力、残虐等）に違反し、または他の会員もしくは第三者に不利益を与える行為。
- (19) 前各号に定める行為を助長する行為。
- (20) 前各号に該当するおそれがあると弊社が合理的に判断する行為。
- (21) その他、弊社が不適切と合理的に判断する行為。

2. 前項第 11 号ただし書の規定は、営利を目的とした行為またはその準備を目的とした行為のための接続サービスの利用について、本則および個別規定に基づく接続サービス会員の義務を一切軽減するものではなく、かつ弊社の責任範囲を一切拡張するものではないものとします。また、前項第 11 号ただし書に基づき営利目的における利用を認められた法人その他の団体および事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合における個人に対しては、第 13 条第 5 項および第 27 条第 4 項の定めは適用しないものとします。

第 23 条（ID 等の管理）

- 1. 会員は、ID 等の管理責任を負うものとします。
- 2. 会員は、ID 等を利用資格者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等したりしてはならないものとします。
- 3. 会員は、自己の設定するパスワードを定期的に変更するものとします。
- 4. 会員による ID 等の管理不十分、使用上の過誤または第三者の使用等による損害は会員が負担するものとし、弊社は一切責任を負わないものとします。また、第三者による ID 等の使用により発生した So-net サービスの料金等については、かかる第三者による ID 等の使用が弊社の責に帰すべき事由により行われた場合を除き、全て当該 ID 等の管理責任を負う会員の負担とします。
- 5. 会員は、ID 等の失念があった場合、または ID 等が第三者（利用資格者を除きます。以下本条において同じとします）に使用されていることが判明した場合、直ちに弊社にその旨連絡するとともに、弊社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
- 6. 会員は、会員の ID 等が第三者に使用されるおそれがある場合、その他やむを得ない事由が生じるまたはそのおそれのある場合、弊社自らの裁量により会員の ID 等を変更することがあることをあらかじめ承諾するものとします。

第7章 会員の提供情報・会員情報

第24条（会員の発信・提供する情報）

1. 会員または利用資格者が、So-net サービスまたは他者提供サービスを通じてインターネット上で発信または提供した情報（映像、音声、文章等を含みます。以下同じとします）に関連して、他の会員もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、または他の会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、当該会員は、自己の費用と責任において、かかる紛争を解決または損害を賠償するものとし、弊社に何ら迷惑をかけたり、損害を与えたりしないものとします。
2. 弊社は、会員または利用資格者が So-net サービスまたは他者提供サービスを通じてインターネット上で発信または提供した情報が、以下のいずれかの事項に該当すると判断した場合、当該情報を削除するまたは弊社の指定する者に削除させることができるものとします。
 - (1) 会員または利用資格者が第22条（禁止事項）第1項各号に定める禁止行為を行った場合。
 - (2) So-net サービス、他者提供サービスまたは弊社の管理する設備もしくはシステムの保守管理上必要であると弊社が判断した場合。
 - (3) 会員もしくは利用資格者により So-net サービスまたは他者提供サービスを通じて登録またはインターネット上で提供された情報量が、当該会員または利用資格者に割り当てられた弊社の管理する設備およびシステムの所定の記録容量を超過した場合。
3. 前項の規定にもかかわらず、弊社は、会員または利用資格者により So-net サービスまたは他者提供サービスを通じて登録またはインターネット上で提供された情報が前項各号の一に該当する場合であっても、その削除義務を負わないものとします。
4. 弊社は、会員もしくは利用資格者により So-net サービスまたは他者提供サービスを通じて登録またはインターネット上で提供された情報を本条の規定に従い削除したこともしくは削除させたこと、または当該情報を削除しなかったこともしくは削除させなかったことにより当該会員もしくは当該利用資格者に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。
5. 弊社は、会員または利用資格者により、So-net サービスまたは他者提供サービスを通じて登録またはインターネット上で提供された情報に関する保存および消失について、一切責任を負わないものとします。

第25条（会員情報の取扱い）

1. So-net サービスまたは他者提供サービスの利用希望者は、第3条（利用申込）の諸手続きにおいて、弊社からの会員情報の提供の要請に応じて、正確な会員情報を弊社に提供するものとします。なお、弊社は、当該利用希望者個人を識別できる情報を、当該利用希望者の同意を得ることなく取得することはありません。
2. 会員が既に弊社に届出ている会員情報に変更が生じた場合、会員は、弊社が別途指示する方法により、速やかに弊社に対してかかる変更を届出るものとします。
3. 弊社は、会員情報および履歴情報を、プライバシーポリシー（<https://www.sonymnetwork.co.jp/corporation/privacy/>）に基づき、個人情報保護管理者であるセキュリティ委員長の責任のもとで善良なる管理者としての注意を払って管理いたします。
4. 会員は、弊社が会員情報および履歴情報を、So-net サービスまたは他者提供サービスを提供する目的のために、弊社の委託先に提供することがあることに同意するものとします。
5. 会員は、弊社が会員情報および履歴情報を、So-net サービスまたは他者提供サービスを提供する目的の他に、以下の各号に定める目的のために、第1号乃至第3号に定める場合においては利用、第4号乃至第8号に定める場合においては利用または第三者に提供することがあることに同意するものとします。

(1) 弊社が会員または利用資格者に対し、So-net サービスもしくは他者提供サービスの追加または変更のご案内、または緊急連絡の目的で、電子メールや郵便等で通知する場合、または電話等により連絡する場合。

(2) 弊社または弊社の提携先等第三者の提供するサービスや商品に関する広告宣伝またはその他の案内を、電子メールもしくは郵便等で通知する場合、電話等により連絡する場合、または会員がアクセスした弊社の Web サイト上その他会員の情報端末機器の画面上に表示する場合。

(3) 弊社が、So-net サービスもしくは他者提供サービスに関する広告効果を測定する目的で、履歴情報のうち弊社の提携先等第三者から取得した、弊社の Web サイトにアクセスする前に会員または利用申込者が閲覧している広告に関連する履歴（閲覧日や広告掲載サイト等）と会員情報とを照合する場合。

(4) 弊社が、So-net サービスまたは他者提供サービスに関する利用動向を把握する目的で、会員情報の統計分析を行い、個人を識別できない形式に加工して、利用または提供する場合。

(5) 法的な義務を伴う開示要求へ対応する場合。

(6) 第9条（料金および支払い）に定める料金に関する決済を行う目的で金融機関等に提供する場合。なお、この場合、弊社は、当該会員情報に、暗号化等、金融機関等を除く第三者が閲覧できない状態にした上で当該決済に必要な会員情報のみを金融機関等に提供します。

(7) クレジットカードその他決済手段の第三者による不正使用の脅威を特定し、かかる脅威から会員および弊社を保護する目的での分析および対策を実施する場合。なお、この場合において、会員の決済手段がクレジットカードの場合には、弊社は、会員情報および履歴情報の一部を会員が利用しているクレジットカード会社に提供します。会員が利用しているクレジットカード会社が外国にある場合、会員情報および履歴情報の一部が、クレジットカード会社の所在する国・地域に移転されることがあります。弊社では、会員情報および履歴情報の一部からは、ご利用のクレジットカード会社及び当該クレジットカード会社が所在する国・地域を特定することができないため、以下の個人情報保護措置に関する情報を把握して、ご提供することはできません。

- ・クレジットカード会社が所在する国・地域の名称
- ・当該国・地域の個人情報保護制度に関する情報
- ・クレジットカード会社の個人情報保護の措置

※各国・地域における個人情報保護制度に関する情報は、以下のページをご確認ください。

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku>

(8) 弊社が提携先等第三者の広告配信サービスを利用する場合に、当該提携先等第三者に対して、より会員に関連した広告を配信するため、弊社が取得した会員情報および履歴情報をハッシュ化処理（元の形式に戻せない処理）した形式等の個人を識別する情報を含まない形式により提供する場合。

※外国にある提携先第三者に関する最新情報は以下のページをご確認ください。

<https://www.so-net.ne.jp/kiyaku/adlist/>

(9) 会員または利用資格者から事前に同意を得た場合。

6. 前項第2号の規定にもかかわらず、会員は、会員情報および履歴情報を利用しての弊社からの情報の提供や問い合わせの受領を希望しない場合には、弊社に対してその旨請求できるものとし、弊社はかかる会員の請求に応えるように努めるものとします。ただし、かかる弊社からの情報の提供や問い合わせが、会員に対する So-net サービスの提供に関連して必要な場合には、この限りではないものとします。

7. 会員は、利用資格者に関する情報を弊社に登録または提供する場合、事前に弊社による当該情報の利用、開示もしくは提供につき該当する利用資格者から同意を得るものとします。当該情報の利用、開示、提供に関連して、かかる同意を得ていない場合、あるいは利用資格者に損害が発生した場合または利用資格者との間で紛争が生じた場合、該当する会員は、自己の費用と責任において、かかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、弊社に何等の迷惑をかけない、または損害を与えないものとします。
8. 会員は、会員情報を照会または変更することを希望する場合には、別途弊社が定める手続きに従ってかかる照会または変更を請求するものとします。なお、婚姻その他法令により氏名の変更が認められている場合を除き、会員が、弊社に登録した自らの氏名を変更することはできないものとします。
9. 弊社は、会員情報の開示、訂正、追加、削除、利用の停止もしくは消去、会員情報の利用目的の通知、第三者への提供の停止、または第三者提供記録に関する会員情報の開示等の請求手続きの問い合わせについては、本則の末尾に定める個人情報取扱窓口にて受付けるものとします。
10. 弊社は、前項に定める以外の会員からの会員情報または履歴情報に関しての問い合わせについては、本則の末尾に定めるお問い合わせ窓口にて受付けるものとします。

第8章 免責等

第26条（免責）

1. 弊社は、So-net サービスまたは他者提供サービスの内容、ならびに会員および利用資格者が So-net サービスまたは他者提供サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
2. So-net サービスの提供、遅滞、変更、中止または廃止、So-net サービスを通じて登録、提供または収集された会員または利用資格者の情報の消失、その他 So-net サービスに関連して発生した会員の損害について、弊社は本則または個別規定にて明示的に定める以外一切責任を負わないものとします。
3. 弊社および弊社の委託先以外の第三者の責に帰すべき事由によって、会員が So-net サービスの全部または一部を利用できないことにつき、弊社は一切の責任を負わないものとします。
4. 弊社は、他者提供サービスの全部または一部の利用に伴いまたは利用できないことに伴い、会員に生じた損害について一切その責任を負わないものとします。

第27条（損害賠償に関する特則）

1. 弊社の責に帰すべき理由により、会員または利用資格者が各 So-net サービスを全く利用できないために当該会員または当該利用資格者に損害が発生した場合、当該会員または当該利用資格者が各 So-net サービスを全く利用できない状態となったことを弊社が知った時刻から起算して 24 時間以上かかる状態が継続したときに限り、弊社は、当該会員または当該利用資格者の各 So-net サービス利用不能時間を 24 で除した商（小数点以下の端数は切り捨てます）に、実際に利用が不能となった当該会員または当該利用資格者の各 So-net サービスの月額の利用料金（基本料金または固定料金）の 30 分の 1 を乗じて算出した額を賠償額の限度として、当該会員または当該利用資格者に現実に発生した通常かつ直接の損害の金銭賠償請求に応じるものとします。弊社は、弊社の責に帰すべからざる事由から会員または利用資格者に生じた損害、弊社の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害、逸失利益、および第三者からの損害賠償請求に基づく会員または利用資格者の損害その他の損害については一切責任を負わないものとします。
2. 前項に定める各 So-net サービスの利用不能が、弊社がその業務の全部または一部を委託している電気通信事業者、他の電気通信事業者または弊社が指定する第三者の責に帰すべき事由により発生した場合、弊社が会員または利用資格者に対して応じるべき損害賠償額の総額は、かかる事由に関して当該電気通信事業者、他の電気通信事業者または弊社が指定する第三者から弊社が受領した損害賠償額を

上限とします。ただし、弊社から個々の会員に（または会員を通じて利用資格者に）対して支払われるべき賠償金額については、前項に定める規定の適用を妨げるものではないものとします。

3. 前項において、賠償の対象となる会員または利用資格者が複数ある場合で、弊社からの賠償金額の合計が、弊社が電気通信事業者、他の電気通信事業者または弊社が指定する第三者から受領した損害賠償額を超える場合、賠償の対象となる各会員または各利用資格者への弊社の賠償金額は、弊社が受領する損害賠償額を第1項により算出された各会員に対して返還すべき額で比例配分した金額とします。

4. 弊社の故意または重大な過失により各 So-net サービスが利用不能となったときは、前3項の規定は適用しません。

第9章 雑則

第28条（債権譲渡）

弊社は、会員に対して有する利用料金その他の債権を第三者に譲渡することができるものとし、会員は、これをあらかじめ承諾するものとします。

第29条（譲渡禁止）

会員は、弊社が別途定める手続きによる場合を除き、または弊社の事前の同意を得ることなく、会員たる地位ならびに本規約上会員が有する権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡してはならないものとします。

第30条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本国法を準拠法とします。

第31条（協議解決の原則および管轄裁判所）

1. So-net サービスに関連して会員と弊社との間で問題が生じた場合には、会員と弊社の間で誠意をもって協議するものとします。

2. 前項に定める協議をしても解決できない紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

この規約は1996年1月15日から実施します。

1997年2月14日一部改訂

1997年4月21日一部改訂

1998年8月1日一部改訂

1998年10月1日一部改訂

2000年11月21日一部改訂

2003年5月1日一部改訂

2005年11月1日一部改訂

2011年4月21日一部改訂

2012年4月10日一部改訂

2013年7月1日一部改訂

2015年4月1日一部改訂

2019年8月1日一部改訂

2020 年 4 月 1 日一部改訂
2020 年 6 月 1 日一部改訂
2022 年 4 月 1 日一部改訂
2023 年 12 月 1 日一部改訂
2024 年 3 月 1 日一部改訂
2024 年 10 月 1 日一部改訂
2025 年 3 月 19 日一部改訂
2025 年 9 月 1 日一部改訂

【個人情報取扱窓口】

開示等の請求等に応じる手続きについて

<https://www.sonymetwork.co.jp/corporation/privacy/kaiji.html>

【お問い合わせ窓口】

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

So-net サポートデスク

0120-80-7761

※年末年始、弊社指定のメンテナンス日を除く

※応対品質向上のため、通話内容を録音させていただいております

<https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>

■「So-net 光 (au ひかりプラス)」コースご利用規約

※特に断りのない限り、記載の金額はすべて税込金額です。消費税の計算上、実際の請求額と異なる場合があります。

「So-net 光 (au ひかりプラス)」コース (以下「本コース」という) をご利用いただく方 (以下「会員」という) は、「So-net 光 (au ひかりプラス)」コースご利用規約 (以下「本規約」という) を必ずお読みのうえ、ご同意ください。

第 1 条 (本コース)

1. 本コースは、KDDI 株式会社 (以下「KDDI」という) が「au ひかりプラス」のサービス名称で提供する光ファイバを接続回線とした FTTH インターネット接続サービス (以下「FTTH サービス」という) と、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 (以下弊社という) が KDDI から回線の提供を受けて提供する 5G インターネット接続サービス (以下「5G サービス」といい、FTTH サービスと総称して以下「au ひかりプラスサービス」という) と、弊社または弊社が指定する第三者が提供するオプション等のサービスを弊社がセットで会員に対し提供するインターネットサービスです。
2. 本コースは「So-net 光 (au ひかりプラス) タイプ 1 au5G」、「So-net 光 (au ひかりプラス) ホーム タイプ 1 au5G+FTTH」、「So-net 光 (au ひかりプラス) ホーム 10G タイプ 1 au5G+FTTH」、「So-net 光 (au ひかりプラス) ワイヤレス タイプ 2」で構成されます。

3. 弊社は本コースの契約 1 つにつき、本コースの会員に対して 5G 回線を 1 回線提供します。
4. 本コースの会員は、別途 KDDI と利用契約を締結することにより KDDI が提供するオプションサービス「電話(K)」(以下「電話サービス」という)と「au ひかり TV サービス」(以下「TV サービス」という)を利用できます。
5. 本コースの内容、サービスの提供条件、その他詳細については、別途弊社が定める本コースに関する諸規定により、会員に提示されるものとします。

第 2 条 (本規約)

1. 会員は、本規約および弊社が別途定める、本則および各個別規定からなる So-net サービス会員規約その他本コースに関する諸規定（以下「本規約等」という）に同意し、本コースを利用するものとします。なお、「FTTH サービス」、「電話サービス」および「TV サービス」の利用に関する契約は、KDDI が別途定める「ブロードバンド通信サービス契約約款」および「有料電気通信役務利用放送役務契約約款」に従い別途会員と KDDI との間において締結されるものとします。
2. 本規約に定める内容と So-net サービス会員規約に定める内容が異なる場合には、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。

第 3 条 （用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信事業者	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出を行った者
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
端末設備	5G 回線の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
ハイブリッドホームルーター	アンテナ設備及び無線送受信装置及びルーター機能（種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換及び IP ルーティング等の機能をいいます。）を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、本コースに係る契約に基づいて使用される宅内機器
無線基地局設備	（1）ハイブリッドホームルーターとの間で電波を送り、又は受けるための特定事業者等の電気通信設備（電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 3 条第 1 項第 8 号に定める業務を行うためのもの）であって、電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号。）に定める

	三・九ー四世代移動通信システム及び第五世代移動通信システムによるものに限ります。） (2) 提携事業者が設置する無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第 49 条の 29 に定める条件に適合する無線基地局設備
データ通信	電気通信回線を通じてデータを送り、又は受ける通信
ブロードバンド通信網	主としてデータ通信（電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信をいいます。）の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は映像の伝送交換を行うための弊社弊社が設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
5G 回線	無線基地局設備と会員が指定するハイブリッドホームルーターとの間に設定される電気通信回線
料金月	1 の暦月の起算日（弊社弊社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
特定事業者	K D D I 株式会社
特定事業者等	特定事業者及び沖縄セルラー電話株式会社
提携事業者	U Q コミュニケーションズ株式会社
弊社等	弊社、特定事業者等及び提携事業者
特定約款	特定事業者が定めるブロードバンド通信サービス契約約款

第 4 条（サービスの開始日）

1. 本コースの利用契約は、利用希望者が本規約等に同意のうえで、弊社が別途定める手続に従い本コースへの申し込みをなし、弊社が当該申し込み者を本コースの利用者として登録した時点をもって成立するものとします。但し、当該利用希望者が、第 2 条第 1 項に定める利用に関する契約を、弊社が定める期日までに KDDI と締結しない場合には、本コースの利用契約も効力を失うものとします。
2. 利用料金の課金開始基準日となる本コースにおけるサービス開始日は、弊社が別途定める日（以下「サービス開始日」という）とします。
なお、弊社はサービス開始日を弊社が適当と判断する方法（書面もしくは電子メールでの通知、マイページもしくは本サービスのホームページ上での告知を含むがこれらに限らない）にて会員に通知するものとします。

第 5 条（弊社から行う通知等の方法及び会員の氏名等の変更の届出）

1. 弊社は、本規約に基づき、会員に通知その他の連絡（以下この条において「通知等」といいます。）を行う必要がある場合であって、書面その他の弊社が別に定める方法によりその通知等を行うときは、会員から届出のあった氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス（以下「会員連絡先」といいます。）に基づいて行います。
2. 会員は、会員連絡先に変更があったときは、そのことを速やかに弊社が別途定める手続に従い届け出ていただきます。
3. 弊社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4. 弊社は、会員連絡先が事実と反しているものと判断したときは、本規定の規定により会員に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

第6条 (料金)

1. 弊社または KDDI は第 5 条に定める請求方法で、以下各号に定める料金を会員に請求するものとし、会員はこれを支払方法に応じて弊社または KDDI に支払うものとします。料金について、特段の定めがある場合は、その定めるところによります。プラン変更、タイプ変更、コース変更または So-net 退会等のお申し込み時期により、当該変更・退会のお申し込み受付日がお申し込み月の翌月となる場合があります。この場合、当該変更・退会月の料金をお支払いいただきます。

- (1)月額基本料金（別表「au ひかりプラスサービス加入別料金表」をご参照ください。）
- (2)登録料
- (3)回線工事費
- (4)宅内機器利用料金／宅内機器交換料金／宅内機器未返却違約金
- (5)弊社提供のオプションサービス等に係る料金
- (6)KDDI 提供のオプションサービス等に係る料金
- (7)違約金
- (8)契約解除料
- (9)回線撤去費用

※(9)については、撤去をご希望される方に対して請求する費用となります。

2. 「So-net 光 (au ひかりプラス) ホーム タイプ 1 au5G+FTTH」または「So-net 光 (au ひかりプラス) ホーム 10G タイプ 1 au5G+FTTH」を利用する会員のうち、当該会員が「So-net 光 (au ひかりプラス) ホーム タイプ 1 au5G+FTTH」または「So-net 光 (au ひかりプラス) ホーム 10G タイプ 1 au5G+FTTH」にて au ひかりサービスを利用するために回線工事費を分割で支払うことを希望した会員は、FTTH サービスの提供開始翌月から別途 KDDI が定める期間 (回数) での分割払いで支払うものとします。なお、当該会員は、分割払いの期間中に「So-net 光 (au ひかりプラス) ホーム タイプ 1 au5G+FTTH」または「So-net 光 (au ひかりプラス) ホーム 10G タイプ 1 au5G+FTTH」の解約またはコース変更を行う場合、残存期間分の回線工事費を、別途弊社が定める方法に従い一括して支払うことに合意するものとします。ただし、「So-net 光 (au ひかりプラス) ホーム タイプ 1 au5G+FTTH」および「So-net 光 (au ひかりプラス) ホーム 10G タイプ 1 au5G+FTTH」との間におけるプラン変更の場合は、引き続き分割で支払うことができるものとします。

第7条 (料金の請求)

1. 会員は、第 4 条に定める料金の支払いについて、以下の方法での支払いとなります。なお、申し込み方法によって支払方法が限定される場合があります。
 - 弊社からの請求
弊社が別途定める方法により、弊社から会員へ第 4 条に定める料金を請求する方法。
 - KDDI 請求
KDDI から会員へ第 4 条に定める料金を請求する方法。なお、KDDI 請求に関する契約は、KDDI が別途定める『請求統合』に係る取扱い規約」および『KDDI まとめて請求』に係る取扱い規約』に従い別途会員と KDDI との間において締結されるものとします。
2. 会員は、KDDI 請求での支払いにあたり、以下に規定する事項に同意するものとします。
 - KDDI 請求は本コースを利用する会員に限り申し込むことができるものとします。
 - 弊社は、次のいずれかに該当する場合は、KDDI 請求の取り扱いの申し込みを承諾しないことがあります。

- ①会員が、第4条に定める料金の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - ②その他弊社の業務の遂行上支障があるとき。
- 第4条に定める料金のうち、月額基本料金、弊社提供サービスに係る料金、契約解除料、その他別途弊社が定める料金の債権を弊社が KDDI に譲渡することにあらかじめ承認していただきます。その場合において、弊社および KDDI は、会員への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

第8条 (開通に関する進捗確認)

本コースにおける回線の開通に関する進捗状況は、弊社が適当と判断する方法（書面もしくは電子メールでの通知、マイページもしくは本サービスのホームページ上での告知を含むがこれらに限らない）にて通知されることにより行われるものとします。

第9条 (通信速度)

1. 弊社が個別の本コース毎に定める通信速度は最高時のものであり、接続状況、会員が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを、会員は了承するものとします。
2. 弊社は、本コースにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。

第10条 (5G サービスの通信モード)

5G サービスには、次表に定める通信モード（それぞれ同表の右欄に定める通信を利用可能とするハイブリッドホームルーターの設定であって、弊社が指定する仕様に準拠したものをいいます。以下同じとします。）があります。

通信モード	利用可能な通信
スタンダードモード	特定事業者所定のWEBサイトに掲載しているスタンダードモードに係る区域におけるデータ通信
プラスエリアモード	特定事業者所定のWEBサイトに掲載しているプラスエリアモードに係る区域におけるデータ通信
備考	
1 スタンダードモード又はプラスエリアモードに係る区域を定めた特定事業者所定のWEBサイトは次のとおりです。 https://www.au.com/mobile/area/ 2 上記の区域内であっても通信を行うことができないことがあります。 3 その5G回線に接続されているハイブリッドホームルーターにより、通信を行うことができないことがあります。	

第11条 (宅内機器)

1. 本コースにおける接続サービスの利用には、KDDI が個別の本コース毎に別途指定する宅内機器が必要となります。
2. ハイブリッドホームルーターは、弊社が会員に貸与するものとし、その貸与条件は弊社および KDDI が別途定めるものとします。
3. 会員は、本コースの解約を行った場合、もしくは宅内機器を送付した後で申し込みの取消しを行った場合は、別途弊社又は KDDI が定める方法に従い、速やかに宅内機器を返却するものとします。一定期間内に宅内機器の返却を確認できない場合には、別途弊社又は KDDI が定める違約金を請求させていただきます。

第 12 条 (au ひかりプラスサービスに関する諸規定)

1. au ひかりプラスサービスを利用する会員は、5G サービス開始月から起算して 2 年間を継続契約期間とし、継続契約期間満了月からの 3 ヶ月間の間（例：4 月 1 日から 6 月末日までの間）に au ひかりプラスサービスの解約、コース変更またはプラン変更の手続きが完了しない場合、さらに 2 年間が継続契約期間として自動的に更新され、以降も同様に継続契約期間が更新されることに合意するものとします。
2. au ひかりプラスサービスを利用する会員は、継続期間内に au ひかりプラスサービスの解約、コース変更またはプラン変更を行う場合、別表に定める契約解除料を、別途弊社が定める方法に従い、一括で支払うことに合意するものとします。但し、弊社が別に定める場合はこの限りではないものとします。また、継続契約期間満了月からの 3 ヶ月間の間（例：4 月 1 日から 6 月末日までの間）に au ひかりプラスサービスの解約、コース変更またはプラン変更の手続きが完了した場合は、契約解除料は発生しないものとします。

第 13 条 (5G サービスに関する諸規定)

1. 会員は、別途弊社が案内する場合を除き、5G 回線の移転を請求することはできません。
2. 5G サービス利用権（契約に基づき、弊社から 5G サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）は、譲渡することができません。
3. 会員は、5G サービスの利用の一時中断（その 5G 回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。）の請求を行えません。

第14条 (自営電気通信設備の接続)

1. 会員は、その 5G 回線に接続されている自営電気通信設備（ハイブリッドホームルーターにあっては、特定事業者等又は提携事業者が無線局の免許により運用することができるもの及び 5G 回線に接続することができるものであって、第 1 号及び第 2 号の表示（以下「技適マーク」といいます。）等により弊社等が無線設備規則及び技術基準等（別記 1 に規定する技術基準及び技術的条件をいいます。以下同じとします。）に適合していることが確認できるものに限り、以下この条において同じとします。）を接続しようとするときは、弊社所定の方法により、弊社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。
 - (1) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和 56 年郵政省令第 37 号）様式第 7 号又は第 14 号の表示
 - (2) 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号）様式第 7 号又は第 14 号の表示
2. 弊社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - (1) その接続に用いる端末設備が、無線設備規則に適合していないとき
 - (2) その接続が端末設備等規則に適合しないとき
 - (3) その接続により弊社等の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第 70 条第 1 項第 2 号の規定による総務大臣の認定を受けたとき
3. 弊社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続に用いる端末設備が無線設備規則及び技術基準等に適合しているかどうかの検査を行います。
 - (1) 技適マークにより無線設備規則及び技術基準等に適合していることが確認できるとき
 - (2) 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき
4. 弊社等の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
5. 会員が、その自営電気通信設備を変更した場合についても、前 4 項の規定に準じて取り扱います。
6. 会員は、その 5G 回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、そのことを弊社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

第 15 条 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

1. 弊社は、5G 回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、会員に、その自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、会員は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
2. 弊社等の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
3. 会員は、第 1 項の検査を行った結果、自営電気通信設備が技術基準等に適合していると認められないときは、その自営電気通信設備の 5G 回線への接続を取りやめていただきます。

第 16 条（端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）

1. 会員は、5G 回線に接続されている端末設備（ハイブリッドホームルーターに限ります。以下本条及び次条において同じとします。）について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定に基づき、特定事業者等又は提携事業者が総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。
2. 弊社等は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、会員は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
3. 会員は、前項の検査等の結果、ハイブリッドホームルーターが無線設備規則に適合していると認められないときは、そのハイブリッドホームルーターの 5G 回線への接続を取りやめていただきます。

第 17 条（端末設備の電波法に基づく検査）

前条に規定する検査のほか、端末設備の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第 2 項及び第 3 項の規定に準ずるものとし、

第 18 条（通信利用の制限）

弊社等は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している 5G 回線（弊社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置を執る（特定の地域への通信を中止する措置を含みます。）ことがあります。

機関名
● 気象機関水防機関消防機関 ● 災害救助機関 ● 秩序の維持に直接関係がある機関防衛に直接関係がある機関 ● 海上の保安に直接関係がある機関輸送の確保に直接関係がある機関 ● 通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関水道の供給の確保に直接関係がある機関ガスの供給の確保に直接関係がある機関選挙管理機関 ● 新聞社等の機関金融機関 ● その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関
備考 上欄に定めるそれぞれの対象機関は、事業法施行規則第 56 条第 1 号の規定に基づき、総務大臣が指定する機関をいいます。以下同じとします。

第 19 条（通信の制限）

1. 弊社等は、前条の規定による場合のほか、次の制限を行うことがあります。
 - （１）通信が著しくふくそうする場合に、通信時間の利用を制限すること
 - （２）5G 回線を一定時間以上継続して保留し弊社等の電気通信設備を占有する等、その通信が 5G サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると弊社等が認めた場合に、その通信を切断すること
 - （３）会員が 5G 回線を使用して、弊社等の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる等、弊社等の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の 5G 回線に対する弊社等の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと弊社等が認めた場合に、その 5G 回線に係る通信の帯域を制限すること
 - （４）弊社が別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し弊社等の電気通信設備を占有する等、その通信が 5G サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると弊社が認めた場合に、その通信を切断すること
 - （５）弊社等の電気通信設備に継続して著しい負荷が生じ、一定期間その解消が見込まれないと弊社等が認めた場合に、5G サービスの円滑な提供のために、5G 回線について、データ通信の伝送速度を制限すること
2. 弊社等は、前項の規定による場合のほか、弊社等が別に定める形式のデータについて、圧縮その他 5G サービスの円滑な提供に必要な措置を行うことがあります。
3. 弊社（特定事業者等を含みます。この項において同じとします。）は、その 5G 回線に係る通信（プラスエリアモードによる通信に限ります。以下本条において同じとします。）の 1 料金月における総情報量（通信の相手方に到達しなかったものを含みます。）が 32,212,254,720 バイト（30 ギガバイト）を超えたことを弊社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その 5G 回線に係る通信の伝送速度を最高 128kbps に制限する取扱いを行います。

第20 条（その他の制限）

弊社等は、前 2 条の規定によるほか、弊社等が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は弊社に対する代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行がなされていないと判断したハイブリッドホームルーターが 5G 回線に接続された場合、その 5G 回線を用いた通信の利用を制限することがあります。

第21 条（フィルタリング）

弊社（特定事業者を含みます。以下この条において同じとします。）は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき弊社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

第22 条（通信の条件）

1. 弊社は、5G サービスを利用できる区域について、弊社の指定する WEB サイトに掲示するものとします。ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
2. 弊社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
3. 5G サービスに係る通信は、弊社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。

- 5G サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
- 電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、弊社は、一切の責任を負わないものとします。

第23 条（ハイブリッドホームルーターの設置場所等）

- 会員は、弊社に届出のあった会員の住所に限りハイブリッドホームルーターを設置することができます。
- 弊社等は、そのハイブリッドホームルーターの所在する位置に関する情報(その端末設備が接続されている無線基地局設備に係る情報又はその端末設備から取得したGPS衛星から受信した信号等の情報に基づき、弊社が計算したものをいいます。)を取得します。
- 会員は、前項に定める弊社等によるそのハイブリッドホームルーターの所在する位置に関する情報の取得について同意していただきます。

第24 条（弊社の維持責任）

弊社等は、弊社等の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則（昭和60 年郵政省令第30 号）に適合するように維持します。

第25 条（会員の維持責任）

- 会員は、ハイブリッドホームルーターを技術基準等に適合するよう維持していただきます。
- 前項の規定のほか、会員は、ハイブリッドホームルーターを無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

第26 条（会員の切分責任）

- 会員は、端末設備又は自営電気通信設備が5G 回線に接続されている場合であって、5G サービスを利用することができなくなったときは、その端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、弊社に修理の請求をしていただきます。
- 前項の確認に際して、会員から要請があったときは、弊社は、弊社等が別に定めるサービス取扱所において弊社が別に定める方法により試験を行い、その結果を会員に通知します。
- 弊社は、会員の請求により弊社等の係員を派遣した結果、故障の原因がその端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、会員にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 弊社と保守契約を締結している端末設備又は自営電気通信設備については、本条の規定は適用しないものとします。

第27 条（修理又は復旧）

- 弊社等は、弊社等の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。ただし、24 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。
- 前項の場合において、弊社等は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第25条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1 順位及び第2 順位の電気通信設備は、同条の規定により弊社がそれらの機関との協議により定めたものに限りです。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に提供されるもの 水防機関に提供されるもの 消防機関に提供されるもの 災害救助機関に提供されるもの

	秩序の維持に直接関係がある機関に提供されるもの防衛に直接関係がある機関に提供されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に提供されるもの輸送の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に提供されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に提供されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に提供されるものガスの供給に直接関係がある機関に提供されるもの選挙管理機関に提供されるもの 新聞社等の機関に提供されるもの金融機関に提供されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に提供されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 弊社は、弊社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した 5G 回線について、暫定的にその電気通信番号を変更することがあります。

第28条（無線事業における利用の禁止）

会員は、本約款により提供を受ける 5G 回線について、自ら又は他の電気通信事業者が行う無線事業（事業法施行規則に定める公衆無線 LAN アクセスサービス、携帯電話に係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。）の用に供してはならないものとします。

第29条（利用に係る会員の義務）

1. 会員は、So-net サービス会員規約本則に定めることのほか、次のことを守っていただきます。
 - (1) ハイブリッドホームルーター又は弊社が設置した電気通信設備（以下この条において「ハイブリッドホームルーター等」といいます。）を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又はハイブリッドホームルーター等の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 故意にハイブリッドホームルーター等を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと
 - (3) 故意に多数の不完了通信を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと
 - (4) ハイブリッドホームルーターに登録されている情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと
 - (5) 弊社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、ハイブリッドホームルーターに他の機械、付加物品等を取り付けないこと
 - (6) ハイブリッドホームルーター等を善良な管理者の注意をもって保管すること
 - (7) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で、5G サービスを利用しないこと
 - (8) 位置情報（ハイブリッドホームルーターの所在に係る緯度及び経度の情報（端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）に規定する位置登録制御に係るものを除きます。）をいいます。以下同じとします。）を取得することができるハイブリッドホームルーターを 5G 回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること

2. 会員は、前項の規定に違反してその電気通信設備を忘失し、又は毀損したときは、弊社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
3. 前2項のほか、会員は、弊社が氏名、住所等の会員の情報及び契約内容の確認のために、弊社所定の書類の提出を求めた場合は、その求めに応じていただきます。
4. 前3項までのほか、会員は、弊社等が5Gサービスの品質維持又は向上のために、混雑時等において当該5G回線に対し通信制御機能（特定インターネットサービスの品質維持や向上のために、通信先や利用しているアプリケーション等を識別し、混雑時の通信速度を制御する機能をいいます。以下同じとします。）を適用することがあることを理解し、これに同意していただきます。
5. 会員は、前4項の規定に違反して弊社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

第30条（位置情報等の匿名化利用）

1. 弊社は、通信の秘密に該当する位置情報（通信の場所、日時及び端末識別符号に限ります。以下この条において同じとします。）、会員の情報（市区町村名までの住所、年齢、性別その他弊社等が「十分な匿名化」により加工した位置情報の活用）として掲示するWEBサイト（以下「匿名位置情報に関するWEBサイト」といいます。）に定める情報に限ります。以下この条において「会員情報」といいます。）について、匿名位置情報に関するWEBサイトに定める利用目的のために、その時点での技術水準では会員を再特定又は再識別することが極めて困難といえる程度に匿名化を行った上で利用します。
- 2 弊社は、前項に定める位置情報及び会員情報について、匿名位置情報に関するWEBサイトに定める利用目的の範囲で、官公庁、公共団体、一般企業等の第三者に提供することがあります。
- 3 会員は、匿名位置情報に関するWEBサイトに定める方法により、前2項に定める取扱い（以下「匿名化利用」といいます。）を停止する申出を行うことができます。
- 4 位置情報及び会員情報の匿名化の方法等、匿名化利用に係るその他の事項については、匿名位置情報に関するWEBサイトにおいて定めま

第31条（注意喚起）

1. 弊社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「機構法」といいます。）第14条第1項第7号に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関し行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法第116条の2第1項第1号に定めるものをいいます。）により弊社等の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、弊社が必要と認める限度で、その電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、その電気通信設備を接続する会員を確認し、注意喚起を行うことがあります。
2. 弊社は、機構法の改正等により、前項に定める取扱いを終了することがあります。

第32条（認定機器以外の扱い）

会員は、本サービスにおいて、弊社が貸与するハイブリッドホームルーター以外のハイブリッドホームルーターを5G回線へ接続して利用することができません。

第33条（光回線再利用）

東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県の一部以外のエリアで「So-net 光（au ひかりプラス）ホーム タイプ1 au5G+FTTH」のご利用の場合、NTT シェアド回線を用いたサービスが提供される場合があります。（本サービスを以下「au ひかりプラス ホーム（S）」といいます）

au ひかりプラス ホーム (S) 提供エリアにおいて、他社光コラボレーションサービス（以下「光コラボ」といいます）をご利用中で、So-net 光 (au ひかりプラス)ホームタイプのお申し込みをご検討中のお客さまは、光回線再利用をご利用いただける場合があります。

光回線再利用とは、光コラボの光ケーブル引込線から宅内の光コンセントまでの回線を au ひかりプラス ホーム (S) で流用する仕組みです。

1. 光回線再利用をご希望の場合、光コラボの解約と au ひかりプラス ホーム (S) の開通が同日になるよう KDDI で調整を行います。お客さまご自身で光コラボ事業者から「光回線再利用承諾番号」を取得いただきます。
2. 光回線再利用承諾番号の有効期限は 15 暦日です。この承諾番号をもって au ひかりプラス ホーム (S) へお申込みください。期限切れの場合、光コラボが継続し、改めて承諾番号発行申込が必要です。
3. au ひかりプラス ホーム (S) と光コラボとは料金、サービス内容が異なります。サービスのお乗り換えにはご注意ください。
4. 光コラボの解約と au ひかりプラス ホーム (S) の開通を同日とするため、具体的な工事日は、KDDI からお客さまへご案内します。工事日変更や工事日当日に工事不可となった場合、au ひかりプラス ホーム (S) の申込取消となった場合は、別途定める方法で弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合、光コラボが自動解約となってしまう、インターネットや電話がご利用できなくなりますのでご注意ください。
5. 設備を調査した結果、光回線再利用ができない場合は、開通工事は再調整となり、KDDI による回線工事を新たに実施いたします。
6. 光回線再利用希望の場合でも、屋内配線の引き直しや露出配線、建物等への穴あけ、光コンセントの再設置をお客さまに同意のもと実施する場合があります。
7. au ひかりプラス ホームプラス (S) を解約し光回線再利用で光コラボ開通希望の場合は、解約手続き時に光回線再利用承諾番号を発行いたします。光回線再利用承諾番号の有効期限は 15 暦日ですので、有効期限までに光コラボ事業者へお申込みください。
8. au ひかりプラス ホーム (S) の解約手続きをされた後、75 日経過後までに変更先で回線が開通しない場合、該当の解約を光回線再利用希望なしでの解約に変更し、解約手続きを進めさせていただきます。変更先の開通が 75 日経過以降となる場合は、開通予定日を別途定める方法で弊社までご連絡ください。光回線再利用承諾番号を発行して au ひかりプラス ホーム (S) 解約手続きをされた後、変更先の光コラボ事業者またはお客さまのご都合により光回線再利用をされない場合には、別途定める方法で弊社までご連絡ください。

第 34 条 (その他)

1. 第 4 条に定める料金、サービス内容、故障等に関する問い合わせについては、別途問い合わせ先を KDDI に指定するものを除き、弊社が一括にて受け付けるものとします。
2. 本コースの解約またはコース変更の申し込みにおいて、解約または変更後も電話サービスで利用していた固定電話番号を他社の電話サービスで継続利用することを希望した場合は、会員が他社電話会社に当該電話番号の継続利用についての申し込みを行い、当該申し込みに係る電話工事が完了するまで本コースの解約またはコース変更の手続きは完了しないものとします。但し、本コースの解約またはコース変更の申し込み日から 75 日以内に当該電話工事が完了しない場合は、当該電話番号の継続利用の意思がないものとして、弊社は当該申し込み日から 75 日が経過した日に本コースを解約するものとします。当該解約に伴い、当該電話番号が失効し継続利用できなくなることにつき、弊社は一切責任を負わないものとし、会員はこれを承諾するものとします。なお、本規約等の定めに従い会員が本コースの利用資格を失い退会した場合も、当該電話番号が失効し継続利用できなくなるものとし、当該失効について弊社は一切責任を負わないものとし、会員はこれを承諾するものとします。
3. 弊社は、本コースの提供にあたり必要がある範囲で、特定事業者等に対して、会員の情報を開示するものとし、会員はこれを承諾するものとします。

第35条 (本サービスの廃止)

1. 弊社等は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、本サービスの一部又は

全部を廃止することがあります。この場合において、弊社は所定の WEB サイトに掲示する等の方法により、その旨を会員に周知します。

2. 弊社は、前項の規定により本サービスの全部を廃止するときは、電気通信事業法に基づき、廃止の期日等を会員に通知します。
3. 弊社は、第1項の規定により本サービスの一部又は全部を廃止したことにより会員に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

附則：

この規約は 2026 年 9 月 17 日から実施します。

別記

1 1．ハイブリッドホームルーターが適合すべき技術基準等

区分	技術基準等
技術基準	端末設備等規則
技術的条件	—

別表「au ひかりプラスサービス加入別料金表」

1. 登録料および月額料金

タイプ		光 回 線	コース名	区分	月額料金 (注 1)	登録 料	回線サービスの 状態
タイ プ 1	ホー ム 1 ギガ	開 通 前	So-net 光 (au ひかりブ ラス) タイプ 1 au5G	5G インタ ーネット 料	5,500 円	4,950 円	回線サービスに おいて、5G イン ターネットサー ビス契約を締結 し、FTTH イン ターネットサー ビスの工事が完 了する前の状態
		開 通 後	So-net 光 (au ひかりブ ラス) ホーム タイプ 1 au5G+FTTH	FTTH イ ンターネ ット料	6,578 円		回線サービスに おいて、5G イン ターネットサー ビス契約を締結 し、FTTH イン ターネットサー ビスの工事が完 了している状態
				5G 副回線 利用料 (注 2)	550 円		
	ホー ム 10 ギガ	開 通 前	So-net 光 (au ひかりブ ラス) タイプ 1 au5G	5G インタ ーネット 料	5,500 円	4,950 円	回線サービスに おいて、5G イン ターネットサー ビス契約を締結 し、FTTH イン ターネットサー ビスの工事が完 了する前の状態
		開 通 後	So-net 光 (au ひかりブ ラス) ホーム 10G タイプ 1 au5G+FTTH	FTTH イ ンターネ ット料	7,238 円		回線サービスに おいて、5G イン ターネットサー ビス契約を締結 し、FTTH イン ターネットサー
				5G 副回線 利用料 (注 2)	550 円		

							ビスの工事が完了している状態
タイプ 2		なし	So-net 光 (au ひかりプラス) ワイヤレス タイプ 2	5G インターネット 料	5,500 円	4,950 円	回線サービスにおいて、5G インターネットサービスのみ契約している状態

注1) ハイブリッドホームルーターレンタル料 858 円を含みます。

注 2) 5G 副回線利用料は 5G インターネットサービスと同時に契約される FTTH インターネットサービスを同一名義・同一契約住所に敷設し、別途指定する機器に接続することを条件に 550 円割引いたします。

※上記とは別に工事費が発生する場合があります。費用については KDDI にご確認ください。

※上記とは別にブロードバンドユニバーサルサービス料がかかります。詳細は以下のページをご確認ください。

[ブロードバンドユニバーサルサービス制度 開始のお知らせ](https://www.so-net.ne.jp/info/2026/op20260202_0010.html)

(https://www.so-net.ne.jp/info/2026/op20260202_0010.html)

2. 契約解除料 3,102 円 (税込)

■「So-net 光 (au ひかりプラス)」コース お申し込み時の注意事項

※特に断りのない限り、記載の金額はすべて税込金額です。消費税の計算上、実際の請求額と異なる場合があります。

契約内容に関する重要なお知らせです。ご利用にあたっては、以下の記載事項をよくお読みください。

『「So-net 光 (au ひかりプラス)」コースお申し込み時の注意事項』を受領した日から起算して 8 日を経過する日までの間は、書面を郵送にてご連絡いただくことにより、本サービスに関する利用契約の解除を行うことができます。詳細につきましては、『「So-net 光 (au ひかりプラス)」コースお申し込み時の注意事項』の「初期契約解除制度に関するご案内」をご確認ください。

【au ひかりプラス (ネットサービス)】

(1) お申し込みのご注意

(1)-1 共通事項

- このお申し込みによる契約は、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社（以下「So-net」といいます）の「So-net 光 (au ひかりプラス)」コースご利用規約及び KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます）のブロードバンド通信サービス契約約款によります。
- 前項によるほか、KDDI の提供するレンタル機器および附帯サービスに係る契約は、au ひかりプラスサービスご利用規約によります。
- 法人名義でのご契約はできません。
- 本サービスのお申し込みに際しては、ご契約者ご本人確認のため、運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなどの公的な本人確認書類の提示が必要です。また、契約手続きの正確性及び法令順守の観点から、これらの本人確認書類の複写（コピー）を取得させていただきます。

- ●審査、料金収納に関する情報は KDDI と相互提供いたします。

(1)-2 au ひかりプラス ホームをお申し込みのお客さま

- ●So-net および KDDI は、au ひかりプラス ホーム施工工事実施後の原状回復義務は負いません。また、賃貸住宅など、当該建造物の所有者がお客さまと異なる場合、当該施工工事の実施に基づく当該所有者さまとのトラブルに関し、So-net および KDDI は、一切責任を負いません。
- ●本サービスをご利用中に、落雷・災害など So-net および KDDI の責に帰さない原因により、お客さま家屋やお客さま所有物に生じた損害に対し、So-net および KDDI は責任を負いません。

(2) 料金についてのご注意

- ●ご利用開始月の月額基本料金は、標準サービスとして無料です。
- ●コース変更でのお申し込みで、ご利用開始までは前のコースをご利用される場合、変更先コースのご利用開始月までは変更前コースの月額料金がかかります。

(3) サービスについてのご注意

(3)-1 保守メンテナンス

- ●本サービスは、ネットワークの保守メンテナンスなどにより、サービスがご利用いただけない場合があります。

(3)-2 宅内機器について

- ●宅内機器の仕様は、予告無く変更となる場合があります。
- ●ご契約者ご本人さま確認が完了次第、宅内機器を発送いたします。
- ●宅内機器はレンタルでの提供となります。解約・申し込みの取り消し時はご返却ください。
- ●宅内機器はご契約時にお届けのあった住所のみでご利用いただけます。
- ●宅内機器には位置情報を発信する機能が備わっており、移動を検知した場合は、発信者番号通知を非通知にする設定とともに、設置住所の移動有無について確認をさせていただきます。なお、設置住所の移動有無を確認できない場合はご利用を停止させていただく場合がございます。また、ご利用再開後もご契約住所以外でのご利用があったことを確認した場合、契約を解除することがあります。
- ●緊急でやむを得ない場合は、事前の通知なくサービスの利用停止または契約の解除を行うことがあります。
- ●お客さまのご利用場所特定のため、通信端末、基地局から得られる情報から推測される位置情報を取得します。

【au ひかりプラス (電話・テレビサービス)】

KDDI が提示する「au ひかりプラス説明事項（重要）共通編」をご確認ください。

■au ひかりプラス 重要事項

【au ひかりプラス (ネットサービス)】

■サービス説明

(1) サービス内容について

(1)-1 au ひかりプラス全般

- 停電などにより宅内機器(ONU 機器またはホームゲートウェイ機器・セットトップボックス)に電源が供給されない場合は、ネット・電話(着信を含みます)・テレビの各サービスはご利用いただけません。また、お客さま宅が停電でなくても、お客さま(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、山梨県、茨城県の一部地域の au ひかりプラス ホームのお客さまに限り)の光回線が収容されている設備が長時間の停電となるときは、ネット・電話(着信を含みます)・テレビの各サービスをご利用いただけない場合があります。

(1)-2 ネットサービス

(1)-2-1 サービスの種類

サービス名称：So-net 光 (au ひかりプラス)

サービス種類：FWA アクセスサービス (au 5G サービス) (タイプ共通)、FTTH サービス (インターネット接続サービス) (タイプ1のみ)

(1)-2-2 通信速度

本サービスはベストエフォート型サービスです。記載の速度は技術規格上の最大値であり、実際の仕様における一定の通信速度を保証するものではありません。

また、お客さまのご利用機器・設定状況、LAN 環境、電波の状態、回線の混雑状況、利用地域などにより、通信速度は異なります。

●5G インターネットサービス

au 4G LTE、au 5G、WiMAX2+の通信をご利用いただけます。

●FTTH インターネットサービス

お申し込みメニュー		下り速度	上り速度
ホーム (注)	1 ギガ	1Gbps	1Gbps
	10 ギガ	概ね 10Gbps	概ね 10Gbps
ホーム(S)	1 ギガ	1Gbps	1Gbps

- (注)関東エリア (東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の一部地域) ●お客さまが 1 日あたり 30GB (ギガバイト) 以上のデータを継続的に送信 (上りデータ送信)させる場合、上りデータ送信の最大速度を一定水準に制限することがあります。

(2)料金について

- 料金は、別表 1「au ひかりプラスサービス加入別料金表」をご参照ください。
- ネットサービス・電話サービス・テレビサービスを同時にお申し込みの場合、登録料はお申し込みのサービス数にかかわらず 4,950 円となります。なお、新規お申し込みの後、追加でサービスをお申し込みになる場合は、追加登録料として別途 880 円がかかります。

(3) 特典について

●So-net が提供する特典

特典をご利用の場合は、特典料金が適用となります。

お申し込み販路によって適用される特典が異なりますので、
適用される特典につきましては、別途弊社がご案内する「特典・キャンペーンのご案内」をご確認ください。
回線事業者・代理店などが別途提供する特典については、回線事業者・代理店などへお問い合わせください。

□ひかり準備割

対象サービス	・ So-net 光 (au ひかりプラス) ホーム タイプ 1 ・ So-net 光 (au ひかりプラス) ホーム 10G タイプ 1
概要	対象サービスの 5G インターネットサービス開通翌月から FTTH インターネットサービス開通までの最大 3 か月間 月額基本料金を割引いたします。 ・ 対象サービスの 5G インターネットサービス開通翌月（1 か月目）～最大 3 か月目：5,500 円割引
注意事項	・ 5G インターネットサービス開通月は、標準サービスとして無料です。 ・ 上記計算結果で生じた 1 円未満の端数は四捨五入します。 ・ とくに断りのない限り、記載の金額はすべて税込金額です。消費税の計算上、実際の請求額と異なる場合があります。

□初期費用相当割引

対象サービス	・ So-net 光 (au ひかりプラス) ホーム タイプ 1 ・ So-net 光 (au ひかりプラス) ホーム 10G タイプ 1
概要	FTTH インターネットサービス開通工事費相当額を月額基本料金から割引いたします。 対象サービスの FTTH インターネットサービス開通翌月（1 か月目）～24 か月目：1,650 円割引
注意事項	・ 上記計算結果で生じた 1 円未満の端数は四捨五入します。 ・ とくに断りのない限り、記載の金額はすべて税込金額です。消費税の計算上、実際の請求額と異なる場合があります。

□2 年毎月割（1G）

対象サービス	・ So-net 光 (au ひかりプラス) ホーム タイプ 1
概要	対象サービスの FTTH インターネットサービス開通翌月（1 か月目）～24 か月目：1,188 円割引
注意事項	・ 上記計算結果で生じた 1 円未満の端数は四捨五入します。

	・とくに断りのない限り、記載の金額はすべて税込金額です。消費税の計算上、実際の請求額と異なる場合があります。
--	--

□2年毎月割（10G）

対象サービス	・ So-net 光 (au ひかりプラス) ホーム 10G タイプ 1
概要	対象サービスの FTTH インターネットサービス開通翌月（1 か月目）～24 カ月目：1,848 円割引
注意事項	・ 上記計算結果で生じた 1 円未満の端数は四捨五入します。 ・ とくに断りのない限り、記載の金額はすべて税込金額です。消費税の計算上、実際の請求額と異なる場合があります。

□月額基本料金割引

対象サービス	・ So-net 光 (au ひかりプラス) ホーム タイプ 1 ・ So-net 光 (au ひかりプラス) ホーム 10G タイプ 1
概要	対象サービスの FTTH インターネットサービス開通翌月（1 か月目）～11 カ月目：1,100 円割引
注意事項	・ 上記計算結果で生じた 1 円未満の端数は四捨五入します。 ・ とくに断りのない限り、記載の金額はすべて税込金額です。消費税の計算上、実際の請求額と異なる場合があります。

●KDDI が提供する特典・キャンペーン

詳細は KDDI から提示される各種提供条件書をご確認ください。

(4) 請求について

(4)-1 KDDI 請求

(4)-1-1 KDDI 請求にあたって

- So-net の決済方法で KDDI 請求をご選択いただくことにより「So-net 光 (au ひかりプラス) コース」などで発生したご利用料金を So-net から KDDI に債権譲渡し、KDDI からお客さまに請求します。
 - ※初期費用、登録料、モデムレンタル料、au ひかりプラス 電話サービス料金、au ひかりプラス テレビサービス料金などの au ひかりプラスの KDDI サービスのご利用料金 (以下 au ひかりプラス KDDI 料金)は、KDDI に債権譲渡した So-net のご利用料金 (ネット料金など) と合わせて KDDI から請求します。
- 毎月のご請求金額は「My au」でご確認いただけます。ご請求金額が確定したタイミングで、あらかじめご指定いただいた E メールアドレスへお知らせする「WEB de 請求書お知らせメール」もご利用いただけます。「My au」からお申し込みいただけます。
- 既に KDDI から請求されている KDDI サービスご利用料金 (au 携帯電話、マイライン、ホームプラス電話等) とご契約プロバイダの au

ひかりプラスサービス等をまとめて請求することもできます。『KDDI まとめて請求(au 携帯電話／データ通信端末のご利用料金のご請求とまとめる)』または『請求統合(KDDI の固定通信サービス等の請求とまとめる)』となります。

- KDDI 請求のお支払日は原則 25 日となります(月末日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日となります。クレジットカード支払いの場合は、各クレジットカード会社が指定するお支払日となります)。ただし、まとめて請求・請求統合の場合は、まとめ先の現状のお支払日が引き継がれます。また、ご請求コードは変更になる場合がございます。
- KDDI サービス料金は、毎月 1 日～月末日までのご利用分を翌月に請求します。なお、ネット料金など So-net から債権譲渡を受けた料金は、ご利用の翌々月以降の請求となります。また KDDI が必要と認めるときは、月途中でも請求させていただく場合があります。
- KDDI の支払い期限を過ぎても料金が支払われない場合は、KDDI よりご請求先に事前告知のうえ、「So-net 光 (au ひかりプラス) コース」も含めた請求対象の全回線について利用停止します。この場合、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年 14.5%の割合(年当たりの場合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、KDDI が指定する期日までに支払っていただきます。

また利用停止後に KDDI に料金が支払われた場合でも利用停止の解除に時間を要する場合があります。

- 「So-net 光 (au ひかりプラス) コース」で KDDI 請求をご利用のお客さまは、インターネット上でご利用料金などが確認できる KDDI 提供の WEB de 請求書でのご請求となります。「紙請求書」をお申し込みでない窓口払いのお客さまは口座振替・クレジットカードでのお支払い手続き完了後、郵送でのご請求書は発送されません。
- KDDI 請求のお客さまについては、『KDDI まとめて請求』が適用されている場合のみ「au まとめトーク」が適用されます。『請求統合』および「So-net 光 (au ひかりプラス)コース」などの単独での KDDI 請求の場合は適用となりません。
- 現在 So-net のお支払い方法は KDDI 請求に引き継ぐことはできません。
- 店頭以外のお手続きで、他の KDDI サービスとまとめない場合は、後日 KDDI よりお支払方法設定のご案内をお送りしますので、案内に沿ってお手続きをお願いいたします。なお、お支払い方法はクレジットカードまたは口座振替からお選びいただけます。クレジットカードまたは口座振替のお手続きをされない場合、窓口でのお支払いとなり、窓口取扱手数料がかかります。
 - ※郵便料金の金額改訂等により変更となる場合があります。

(4)-1-2 『KDDI まとめて請求』/『請求統合』をお申し込みにあたってのご案内事項

- 『KDDI まとめて請求』/『請求統合』は、まとめる先のご契約が口座振替、クレジットカードでお支払いのお客さまがお申し込みできます。
- 既に KDDI で複数のご契約の請求をまとめている場合は、そのご請求と「So-net 光 (au ひかりプラス) コース」などを全て一つにまとめて請求します。
- お申し込みされるご契約者は、お申し込み内容と各契約のご利用料金等をご請求先の方が支払うことについて、一つにまとめるサービスのご契約者全員およびご請求先の方の同意を得たうえでお申し込みいただきます。
- まとめるサービスのご契約者名義が同一または家族の範囲でお申し込みいただけます。同一名義人もしくは同一住所・同一姓でない場合は、KDDI 請求となりますが、「So-net 光 (au ひかりプラス)コース」単独でのご請求となり、既にご利用中の KDDI サービスの請求とはまとまりません。この場合、KDDI より家族関係証明書等の提出をお願いする書面が送付され、KDDI に再申し込みが必要となります。
- まとめる先のご契約が法人のお客さま、および So-net 以外からの請求代行サービスをご利用いただいているか、ご契約者と実際のご利用者が異なり、再販を目的としたご契約の場合は、当該回線については請求をまとめられません。
- J:COM まとめ請求に加入中、または、加入手続き中はお申し込みできません。
- KDDI または So-net のお支払い期限をすぎても料金が支払われていない場合など、お申し込みをいただいても『KDDI まとめて請求』/『請求統合』にできない場合があります。
- まとめる先のご契約がお支払い期限を過ぎても料金が支払われていない状態で『KDDI まとめて請求』/『請求統合』が完了した場合、

「So-net 光 (au ひかりプラス)コース」についても利用停止の対象となる場合があります。

(お申し込み後のお手続きについて)

- お手続きに際して不備などが無い場合は、初回請求より統合されます。不備が発生した場合は「So-net 光 (au ひかりプラス)コース」などの単独での KDDI 請求となり、既にご利用中の KDDI サービスの請求とはなりません。不備内容を解消のうえで、KDDI へ再申し込みが必要となります。不明点がある場合には、KDDI 開通センターから SMS(ショートメッセージ) または電話にてご連絡いたします。

(お手続き完了後のご請求、お支払いについて)

- 既存 KDDI サービスと請求をまとめる手続きをご希望で、お手続きに不備があった場合には「So-net 光 (au ひかりプラス) コース」単独のご請求となり、既にご利用中の KDDI サービスの請求はなりません。不備内容を解消のうえで、KDDI への再申し込みが必要となります。
- お申し込みいただいた各契約の請求書を一通にまとめて発行します。既に複数のご契約をまとめて請求させていただいている場合は、お申し込みいただいた番号を含む同一請求内のご契約を全て一つにまとめて請求させていただきます。申込書にてお申し込みされるご契約者は、お申し込み内容と各契約のご利用料金等をご請求先の方が支払うことについて、一つにまとめるサービスのご契約者全員およびご請求先の方の同意を得たうえでお申し込みいただけます。
- お手続きが完了するまでは、請求書が別々に発行されます。既に発行済の請求書をまとめることはできません。
- 一通にまとめたご利用料金などは、本申し込み書においてご記入されたご請求先氏名に KDDI より請求されます。ご請求先の方は、『KDDI まとめて請求』/『請求統合』の全契約分のご利用料金などを KDDI にお支払いいただきます。ご請求先の方が毎月の料金お支払い方法に本人名義以外の金融機関口座・クレジットカードなどを指定されている場合、その金融機関口座などのご名義人の方(口座・カード名義人)が、全契約分のご利用料金などを KDDI にお支払いいただきます。なお、口座・カード名義人の方が、万一料金のお支払いを滞納した場合などは、ご請求先の方が KDDI にお支払いいただきます。ただし、各契約単位のご利用料金の債務は各契約のご契約者にあるため、支払期日を過ぎてもご利用料金のお支払いがない場合などは、ご請求先の方以外の各ご契約者に責任を負ってお支払いいただくことがあります。
- ご利用料金のお支払い方法にご指定いただいた金融機関口座またはクレジットカードのご名義人の方から、まとめるサービスのグループを構成する回線のご契約者とのご家族関係の消滅などそのた KDDI が別途定める事由が生じたことを理由として、ご契約者の利用料金について、支払いを停止する申し立てを受けたとき、ご契約者による事前の承諾を得ることなく、当該支払いを停止し、ご利用料金の支払方法を変更させていただく場合があります。
- KDDI のご請求先名義の変更がある場合、現在のご請求先の方は、変更後の KDDI のご請求先となるご契約者に対して、『KDDI まとめて請求』/『請求統合』の全契約分のご利用料金などを支払うことを説明し、同意をえたうえでお申し込みいただけます。
- KDDI は、請求をまとめた各サービスのご契約者から、請求額の開示要求があった場合は、まとめた請求の請求額全額を通知します。また、新たに請求をまとめた際に加わったご契約者から開示要求があった場合は、加わる以前の全体の請求金額を通知することがあります。

(5) WEB de 請求書

(5)-1 全般について

- KDDI 請求によるご利用料金のお支払いは、インターネット上でご利用料金などが確認できる「WEB de 請求書」でのご請求となります。(紙請求書および請求書同封物の郵送はしません)
 - ※KDDI 請求で「紙請求書」をご希望の場合は、別途お申し込みが必要です。また、紙請求書発行手数料がかかります。詳細は「紙請求書の発行について」をご参照ください。
 - ※郵便料金の金額改訂等により変更となる場合があります。
- 毎月のご請求金額は「My au」でご確認いただけます。ご請求金額が確定したタイミングで、あらかじめご指定いただいた E メールアドレスへお知らせする「WEB de 請求書お知らせメール」もご利用いただけます。「My au」からお申し込みいただけます。

- WEB de 請求書をご利用時のインターネット接続料は、お客さまのご負担となります。
- KDDI 請求の請求金額情報は、直近の請求分を含む最大過去 14 カ月分が閲覧できます。本サービス利用開始前の請求分については閲覧できません。
- KDDI 請求の通話明細情報は、直近の請求分を含む最大過去 3 カ月分が閲覧できます。本サービス利用開始前の請求分については閲覧できません。
- KDDI 請求で au ひかりプラスの料金支払い方法を口座振替・クレジットにされた場合、登録手続きが完了するまでの間は「紙請求書」が発行されます。
- KDDI 請求で au ひかりプラス解約月以降「紙請求書」が必要な場合は別途お申し込みが必要となります。

(5)-2 「紙請求書」の発行について

- KDDI 請求で「紙請求書」をお申し込みされた場合、紙請求書発行手数料をご負担いただきます。
 - ※KDDI 請求で窓口払いのお客さまは、振込用紙のお届けが必要なため「紙請求書」を発行します。この場合、紙請求書発行手数料ではなく、窓口取扱手数料がかかります。
 - 詳細は HP をご確認ください。

(5)-3 その他

- 『KDDI まとめて請求』/『請求統合』にお申し込みされるご契約者は、通話明細の発行をお申し込みの場合、各ご契約者の通話明細書も一通の請求書内に同封してご請求先の方宛にお送りすること、また、ご請求先名義の変更があった場合も、変更後のご請求先名義に通話明細をお送りすることに同意のうえ、お申し込みいただきます。通話明細のみを各回線ご契約者宛に別送することはできません。(沖縄セルラー電話株式会社の au 携帯電話も同様です。)

(6) 解約について

- 宅内機器 (回線終端装置 (ONU)、ハイブリッドホームルーター等)を送付した後でお申し込みの取り消しを行なった場合、または解約を行なった場合は、速やかに宅内機器のご返却を行なってください。なお、宅内機器のご返却については、So-net または KDDI から別途送付する専用の返却伝票をお使いいただくか、So-net または KDDI が指定する方法でご返却ください(送料のお客さま負担はありません)。その他のほかの運送伝票をお使いになる場合の送料は、お客さま負担となります。
- 一定期間宅内機器のご返却を確認できない場合は、別表 2 に定める違約金を請求します。
宅内機器の詳細についてはブロードバンド通信サービス契約約款をご確認ください。
- 契約のご変更、解約のお手続きは So-net サポートデスクにて受け付けします。一部ご契約内容の変更は、My au でも受け付けします。
- 宅内工事前の申し込みキャンセルは、お電話にてご連絡ください。宅内工事の実施前に、ご連絡をいただいた場合、キャンセル料は請求しません。
- au ひかりプラスサービスを解約した場合には、ご契約の内容に応じて、以下の費用が生じます。プラン変更、タイプ変更、コース変更または So-net 退会などのお申し込み時期により、当該変更・退会のお申し込み受付日がお申し込み月の翌月となる場合があります。この場合、当該変更・退会月の料金をお支払いいただきます。

解約月のご利用料金	
ネットの月額利用料	解約月の 1 ヶ月分
電話・テレビサービスの月額利用料	解約日までのご利用分※
オプション料	解約月の 1 ヶ月分
通話料・通信料	解約日までのご利用分

- ※ 加入月に解約した場合は、解約月の1ヶ月分

そのほか料金
初期費用
契約解除料
回線撤去費用 (au ひかりプラス タイプ 1 のみ)

(7) 初期契約解除制度に関するご案内

1. ご契約のお申し込み後に弊社がお送りする『「So-net 光 (au ひかりプラス)」コースお申し込み時の注意事項』を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、「So-net 契約内容のご案内」の余白に、「お客さま番号、住所、氏名、電話番号および解除を希望するサービス名称」を記載し、署名捺印のうえ、郵送にて以下にご連絡いただくことにより、電気通信事業法に定める初期契約解除制度に基づき本サービスに関する利用契約の解除を行うことができます。なお、上記記載事項の記載漏れや誤記がある場合、または宛先の誤記などにより弊社に書面が到達しない場合など、そのほか弊社の責めに帰すべからざる事由がある場合においては、本サービスに関する利用契約の解除ができない場合がありますのであらかじめご了承ください。
 - <郵送先>
〒698-8506
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 So-net 事務センター 宛
2. 上記1に記載した事項にかかわらず、弊社が本サービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げたことによりお客さまが告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって上記1に記載した期間を経過するまでの間に当該契約を解除しなかったことが明らかになった場合、弊社があらためて交付する当該契約の解除を行うことができる旨を記載した書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでの間は、お客さまは、上記1同様、郵送にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。
3. 上記1、2に基づく本サービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面をお客さまが上記1、2の記載にしたがって発した時に、その効力が生じます。
4. 上記1、2に基づく本サービスに関する利用契約の解除があった場合においては、弊社は、下記5に基づく対価請求額として電気通信事業法により認められた範囲を除き、その契約の解除に伴う損害賠償または違約金の支払を請求しません。また、当該場合において、弊社がすでに金銭などを受領しているときは、当該対価請求額として認められた範囲を除き、当該金銭などをお客さまに返還します。
5. 上記1、2に基づく本サービスに関する利用契約の解除があった場合においても、以下の対価については、お支払いいただきます。
 - ・登録料：3,300 円
 - ・工事費 (ホーム)：27,500 円
 - ・その他：電話(K)など KDDI が定めるもの

なお、電気通信事業法の初期契約解除制度によりご契約を解除されるお客さまにつきましては、弊社が実施する各種特典・キャンペーン(サービス利用料、工事費用、契約締結事務手数料などの減免を含みますがこれらに限られません)の適用はありません。

6. 上記1、2に基づき本サービスに関する利用契約を解除した場合、元の契約に戻すことはできませんのであらかじめご了承ください。そのほかの解除に伴う注意事項につきましては、上記の「(6) 解約について」をご確認ください。
7. 初期契約解除に関するご質問やお問い合わせにつきましては、下記の「問い合わせ先」欄記載の連絡先までご連絡ください。

(8) au ひかりプラス ホームの工事について

KDDI が提示する「au ひかりプラス説明事項 (重要) 共通編」をご確認ください。

(9) その他

- 『au ひかりプラス ホーム』は、一戸建て (注 1) に住まいの方を対象としたサービスです。

注 1) 公営住宅・公社住宅・都市機構住宅は除く

- 10 ギガサービスのご利用機器の推奨スペックは LAN ポート 10GBASE-T、LAN ケーブルカテゴリ 6a 以上です。
- au ひかりプラスのご契約に伴い、ご利用されなくなったブロードバンドサービスなど (KDDI が提供するブロードバンドサービスなどを含みます)の解約手続きはお客様ご自身で行ってください。ただし、NTT 回線などから番号ポータビリティでお申し込みされた場合、「So-net 光 (au ひかりプラス)コース」のプラン変更で切り替え申し込みをされた場合は、au ひかりプラスの電話サービスのご利用開始後に (電話サービスをご契約でない場合はネットサービスのご利用開始後に) 必要な解約手続きを行ってください。
- お客様宅の周辺の設備状況により、光回線導入工事が遅れる場合があります。

現在、他社サービスをご利用中の場合、ご利用中のサービスの解約は本サービスご利用開始日以降に手続きいただくことをお勧めします。

- au ひかりプラスの申し込みにより au ひかりプラス契約が登録された au ID を KDDI 株式会社が払い出します。au ID は、My au のログインなどに利用します。なお、au ID の利用は「au ID 利用規約」によります。
お引越し (移転) 時は、各プロバイダ指定の方法で移転手続きを行っていただいた場合、現在ご利用中の au ID をそのまま継続いただけます。

ただし、移転元・移転先のご契約者名が一致しない場合は、移転先の au ひかりプラス契約が登録された au ID を新規に発行します。
この場合移転元の au ひかりプラス契約が登録された auID でご利用いただいているサービス (au PAY (au かんたん決済) の継続利用サービス等) は解約※となります。au PAY カード、au PAY プリペイドカード、Ponta ポイントは引き続きご利用いただけます。

※移転元の au ひかりプラス契約が登録された au ID に、有効な契約 (au 携帯電話回線の契約等) が登録されている場合は、解約となりません。

- au ID の登録・設定 (au ID ログインが完了していること) または「au PAY プリペイドカード」をお申し込みいただくと、au ひかりプラスの月額利用料や通話料に応じて「Ponta ポイント」が付与されます。

なお、お支払方法で「So-net からの請求」を選択されている場合、月額利用料などでのポイントは付与対象外となります。

- サービス提供エリア内であっても、設備などの都合によってはご利用いただけない場合があります。この場合、KDDI からお客様までご連絡します。
- 宅内工事の実施前に、お客様より申し込み取り消しのご連絡をいただいた場合、キャンセル料は請求しません。

申し込み取り消しの際は、So-net サポートデスクへご連絡ください。

なお、度重なる申し込み・キャンセルを行う場合はキャンセル料を請求させていただく場合があります。

- ハイブリッドホームルーターの機器動作データ取得について

お客様がお使いの機器の品質改善および向上を目的とし、機器動作データ (端末識別情報、設定情報等) を取得いたします。

また、同目的の範囲内で株式会社 KDDI テクノロジー、NEC プラットフォームズ株式会社等、第三者へ提供できるものとします。非同意の方はハイブリッドホームルーターの設定画面から「品質向上のための保守データ送信機能」を停止ください。

別表 1 au ひかりプラス サービス加入別料金表 (月額利用については特典・キャンペーン適用終了後の料金となります)

タイプ		光 回 線	コース名	区分	月額料 金（注 1）	登録料	回線サービスの状態
タ イ プ 1	ホー ム 1 ギガ	開 通 前	So-net 光 (au ひかりブ ラス) タイプ 1 au5G	5G イ ンター ネット 料	5,500 円	4,950 円	回線サービスにおい て、5G インターネッ トサービス契約を締結 し、FTTH インターネ ットサービスの工事が 完了する前の状態
		開 通 後	So-net 光 (au ひかりブ ラス) ホーム タイプ 1 au5G+FTTH	FTTH インタ ーネッ ト料	6,578 円		回線サービスにおい て、5G インターネッ トサービス契約を締結 し、FTTH インターネ ットサービスの工事が 完了している状態
				5G 副 回線利 用料 （注 2）	550 円		
	ホー ム 10 ギガ	開 通 前	So-net 光 (au ひかりブ ラス) タイプ 1 au5G	5G イ ンター ネット 料	5,500 円	4,950 円	回線サービスにおい て、5G インターネッ トサービス契約を締結 し、FTTH インターネ ットサービスの工事が 完了する前の状態
		開 通 後	So-net 光 (au ひかりブ ラス) ホーム 10G タイ プ 1 au5G+FTTH	FTTH インタ ーネッ ト料	7,238 円		回線サービスにおい て、5G インターネッ トサービス契約を締結 し、FTTH インターネ ットサービスの工事が 完了している状態
				5G 副 回線利 用料 （注 2）	550 円		

タイプ 2	なし	So-net 光 (au ひかりプラス) ワイヤレス タイプ 2	5G インターネット 料	5,500 円	4,950 円	回線サービスにおいて、5G インターネットサービスのみ契約している状態
-------	----	----------------------------------	--------------	---------	---------	-------------------------------------

注2) ハイブリッドホームルーターレンタル料 858 円を含みます。

注3) 5G 副回線利用料は 5G インターネットサービスと同時に契約される FTTH インターネットサービスを同一名義・同一契約住所に敷設し、別途指定する機器に接続することを条件に 550 円割引いたします。

※上記とは別に工事費が発生する場合があります。費用については KDDI にご確認ください。

※上記とは別にブロードバンドユニバーサルサービス料がかかります。詳細は以下のページをご確認ください。

[ブロードバンドユニバーサルサービス制度 開始のお知らせ](#)

タイプ		コース名	回線工事費	
			一括払い	分割払い
タイプ 1	ホーム 1 ギガ	So-net 光 (au ひかりプラス) ホーム タイプ 1 au5G+FTTH	39,600 円	1,650 円(不課税)×24 カ月
	ホーム 10 ギガ	So-net 光 (au ひかりプラス) ホーム 10G タイプ 1 au5G+FTTH	39,600 円	1,650 円(不課税)×24 カ月

※土・日・祝日に工事を実施する場合、追加派遣料 (3,300 円) が発生いたします。

※分割払いの場合、途中解約をされた際は最終請求月に残債分を一括請求いたします。

※一括払いから分割払いへの変更はできません。

- 契約期間は 2 年単位で、サービス開始月を 1 カ月目とします。お客さまからの申し出が無い限り、2 年単位で自動更新となります。

2 年契約の更新期間以外に、So-net 光 (au ひかりプラス) の解約をされた場合 (引っ越しやタイプ変更などに伴う解約を含みます)、契約解除料 3,102 円を請求します。ただし、弊社が別に定める場合はこの限りではありません。

- au ひかりプラスにご加入後、お引越をされたお客さまについては、お引越し前住所での契約期間を通算できない場合があります。
- ※光コラボレーションサービスをご利用中で「au ひかりプラス ホーム (S)」をご検討中のお客さま (東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県の一部を除く)
- ○光回線再利用とは、他社光コラボレーションサービス (以下光コラボ) の光ケーブル引込線から宅内の光コンセントまでの回線を au ひかりプラス ホーム (S) で流用する仕組みです。

この仕組みの利用可否は、

- ①ファミリータイプの光コラボサービスであること
- ②au ひかりプラスのエリア検索で「au ひかりプラス ホーム (S)」がお申込み可能であることが条件となります。
- ○光回線再利用をご希望の場合、光コラボサービスの解約と au ひかりプラスの開通が同日になるよう KDDI で調整を行います。

お客さまご自身で光コラボ事業者から「光回線再利用承諾番号」を取得いただきます。

- ○光回線再利用承諾番号の有効期限は 15 暦日です。この承諾番号をもって au ひかりプラスをお申込みください。期限切れの場合、光コラボサービスが継続し、改めて承諾番号発行申込が必要です。
 - ○ au ひかりプラスと他社光コラボサービスとは料金、サービス内容が異なります。サービスのお乗り換えにはご注意ください。
- 本項目以外の au ひかりプラス新規お申込みに伴う各種条件は au ひかりプラス説明事項(重要)をご参照ください。
- ○光コラボの解約と au ひかりプラスの開通を同日とするため、具体的な工事日は、KDDI からお客様へご案内します。工事日変更や au ひかりプラスの申込取消となった場合は、So-net 窓口へご連絡ください。※1
 - ○設備を調査した結果、流用できない場合は、開通工事は再調整となり、光ケーブル引込工事を新たに実施いたします。
 - ○工事日当日に工事不可の場合、速やかに So-net 窓口へその旨のご連絡をお願いします。※1
 - ○光回線再利用希望の場合でも、屋内配線の引き直しや露出配線、建物等への穴あけ、光コンセントの再設置をお客さまに同意のもと実施する場合があります。
 - ※1 ご連絡がない場合、光コラボサービスが自動解約となってしまう、インターネットや電話がご利用できなくなりますのでご注意ください。
 -

別表 2 宅内機器の違約金および代品購入代金相当額について

【通信機器（ハイブリッドホームルーター）の未返却・毀損時の請求額】

区分	単 位	金額
通信機器賠償金	1 台あたり	38,200 円（不課税）

(10) フィルタリングサービスのご利用について

インターネット接続サービスを利用することで、有害な情報に接し、また、違法な行為の誘発またはその被害を受ける恐れがあります。18 歳未満の青少年が本サービスを利用する場合、これらの情報から守るために提供されているフィルタリングサービスのご利用をおすすめします。

(11) 問い合わせ先

- ■本サービスを提供する会社
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社（登録番号（電気通信事業者）：関第 94 号）、KDDI 株式会社
- ■問い合わせ窓口

○個人接続サービスをご利用のお客さま

So-net サポートデスク

0120-80-7761 9:00～18:00（日曜※、1月1日、2日は除く）

- ※ お問い合わせ内容により『予約型』となります。
チャット・メール窓口もご活用ください。

- ※「技術的なお問い合わせ」は日曜も営業しております。
- ※ 応対品質向上のため、通話内容を録音させていただいております。

<https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>

【au ひかりプラス (電話サービス、テレビサービス)】

KDDI が提示する「au ひかりプラス説明事項（重要）共通編」をご確認ください。

■本紙記載内容について

本紙記載の内容は、2026 年 9 月現在の内容です。料金やサービスは、改善などのため予告なく変更する場合があります。

初期費用（一括払い、分割払い、残債含む）、登録料（※）は工事実施日など、料金記載日の税率が適用されます。

各種工事費用については工事実施日の税率が適用されます。

※開通後にサービス追加された際の登録料は追加サービスの提供開始日の税率が適用されます。

※特に断りのない限り、記載の金額はすべて税込金額です。消費税の計算上、実際の請求額と異なる場合があります。

■請求についてのご注意

税抜き額の合計から税率乗算し、税込額の端数の扱いにつきましては請求元事業者の取り決めに従い、請求しますので、記載表示額の合計とは異なる可能性があります、あらかじめご了承ください。

■個人情報のお取り扱いについて

So-net は、広告の効果測定のため、「So-net 光 (au ひかりプラス)」のサービスサイトに訪れる前にクリックされている広告に関連する情報（クリック日や広告掲載サイトなど）を取得し、「So-net 光 (au ひかりプラス)」にお申し込みのご契約者のご注文情報と照合する場合がございます。

■「おうちトラブルサポート」ご利用規約

「おうちトラブルサポート」のご利用規約はホームページにてご確認ください。

https://www.so-net.ne.jp/signup/kiyaku/trouble_support.html

■「おうちトラブルサポート」重要事項

【おうちトラブルサポートサービス】

(1)お申込みのご注意

- 本サービスは、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が提供する「So-net 光 (au ひかり)」コースをご利用のお客さま向けのオプションサービスです。

(2)料金についてのご注意

- 本サービスの月額料金は、440 円/月です。
- ご利用開始月の月額基本料金は、標準サービスとして無料です。
- 「お得プラン A」をご利用のお客さまは、本サービスが自動的に付帯します。「お得プラン A」の月額料金に、本サービスの利用料金が含まれます。

(3)サービスについてのご注意

- au ひかり契約設置場所以外へのご依頼は、サービス対象外となります。
- 24 時間 365 日、全国(一部離島除く)へ出動可能。利用回数に制限はありません。ただし、天候・道路事情等の影響により、サービスが提供できない場合や現場への到着に時間がかかることがあります。通常は 1 時間～2 時間程度で駆けつけます。また、一部離島もしくは地域によってはサービス対象外となる場合がございます。
- 本サービスはトラブル時の一次的な応急対応を行うものであり、無料サービス内において、トラブル・不具合の完全復旧・修復を保証するものではありません。部品交換や特殊対応が必要な場合や、制限時間内程度の作業では対応できない場合、部品・部材が必要となる場合は特殊作業費、超過作業費、部材費について、お客さまの実費負担となります。なお、実費が発生する場合には、作業着手前にお見積りを提示し、お客さまのご了解を得たうえで対応します。なお、実費負担分の精算は、かけつけた出動業者と直接おこなっていただきます。
- ご利用の場合は、専用の「うちトラブルサポートお客さま窓口」までご連絡ください。
- 「お得プラン A」を新規にお申し込みの場合、au ひかり回線開通日の 2 日後からご利用いただけます。「お得プラン A」にプラン変更した場合、プラン変更完了日の 2 日後からご利用できます。

本サービスを個別にお申し込みいただいた場合、お申し込み完了日の 2 日後からご利用できます(お申し込みタイミングによっては 3 日後になる場合があります)。

- au ひかり開通日の翌々日からご利用いただけます。「お得プラン A」にプラン変更した場合、変更の当月から適用され、お申込みの翌々日からご利用できます。
- au ひかりを解約した場合、解約の当日までご利用できます。うちトラブルサポートのみを継続利用することはできません。
- 「お得プラン A」からほかのプランに変更した場合、「うちトラブルサポート(440 円/月)」を別途ご加入いただく場合を除き、変更の翌月からご利用できなくなります。
- 賃貸物件にお住まいのお客さまについては、原則、部品・設備の交換に関して、管理会社やオーナーの承認を得てからの作業となります。承認・確認についてはお客さまより管理会社等へご連絡していただきます。
- 専用電話窓口につながせず、お客さまがご自身で修理業者等を手配された場合は、本サービス対象となりませんのでご注意ください。

■So-net セキュリティサービス「S-SAFE」利用規約

「S-SAFE」のご利用規約はホームページにてご確認ください。

https://www.so-net.ne.jp/signup/kiyaku/ssafe_rule01.html

■So-net セキュリティサービス「S-SAFE」重要事項

(1)サービス名

「S-SAFE」

(2)サービスの種類

本サービスはシステム要件を満たしている Windows、Mac、iOS または Android を搭載している PC、スマートフォンあるいはタブレットにインストールして使用するインターネット セキュリティサービスです。

(3)ご利用料金

月額基本料金：550円

(目安) 1年あたりのご利用料金：6,600円

※「So-net モバイル LTE」の一部プランをご利用のお客さま、

および「So-net 光 プラス」コースを お申し込みいただいたお客さまにつきましては、本サービスを 無料でご利用いただけます。

(4)ご利用料金のお支払の時期及び方法

支払方法：以下のうち、本オプションサービスの利用に必要な弊社規定のコースの支払方法と同じ方法でのお支払いとなります。

1. 弊社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い
2. その他弊社が定める支払方法 ※

※お申込方法によっては、クレジットカードのみの受付となる場合があります。

支払時期：各支払い方法に定める支払い時期によります。

(5)サービスの提供時期および提供期間

お客さまからの利用申込みに基づき、弊社の申込み処理手続きが完了した時点からご利用いただけます。なお、サービスの提供期間については、お客さまからの解約の申し出がなされるまで継続します。

(6)サービス提供事業者の名称、住所および代表者氏名

名称 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
住所 東京都港区港南1丁目7番1号
代表者氏名 中川 典宜

(7)契約不適合がある場合の弊社の責任について

上記サービスの提供に関し、弊社が負う損害賠償責任は、お客さまから受領する月額基本料金を上限とします。ただし、弊社の故意又は重大な過失によりお客さまに損害が生じた場合には、この限りではありません（お客さまが法人および個人事業主の場合を除く）。

(8)ご注意事項

※本サービスはお客さまご自身でセキュリティソフトのダウンロード・インストールが必要です。

※ご利用開始月より月額基本料金がかかります。

※利用開始月に本サービスを解約される場合、月額利用料金がかかります。

※本サービスを利用するために必要なソフトウェアをインストールしていない場合でも、利用開始後は月額利用料金がかかります。

(9)契約の解除について

- ・サービスに関する利用契約の解約又は解除に関する書面のご提出は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご連絡願います。
- ・以下に記載の「サービスの解除に関する事項」に基づき、書面にて契約の解除を希望されるお客さまは以下に記載の「契約解除書面の送付先」まで書面のご提出を、電磁的記録により契約の解除を希望されるお客さまは以下のSo-netサポートデスク（チャット窓口）より契約解除のお申込みをお願いします。

※契約の解除に関する書面には、「S-SAFE契約解除」と記載いただき、住所、電話番号及び契約者氏名(いずれもこのサービスの利用申込み時に弊社にご登録いただいた情報)を明記ください。

契約解除書面の送付先

宛名 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

住所 〒698-8506

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

So-net事務センター

※上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

※郵便番号で上記住所に配送されるため、宛先に丁目、番地などの住所情報は不要です。

契約解除に関する申込み

So-netサポートデスク（チャット窓口）

<https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>

【サービスの解除に関する事項】	
1.この書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことにより	このサービスに関する利用契約の解除を行うことができます。
2.上記1に記載した事項にかかわらず、お客さまが、弊社が特定商取引法第21条第1項の規定に違反してこのサービスに	関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は弊社が同条第3項の
規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付する当	該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第24条第1項ただし書に定める書面をお客さまが受領した
日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことにより当該契約の解	除を行うことができます。
3.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面または電磁的記録をお客さま	が発した時に、その効力が生じます。
4.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害	賠償又は違約金の支払を請求いたしません。
5.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供され	たときにおいても、弊社は当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
6.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、弊社が当該契約に関連して金銭を受領	しているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。
7.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴い	お客さま(特定商取引法第24条第1項の申込者等をいう。)の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されているときは
お客さまは、弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができるものとします。	

(10)サービスの利用契約の解約に関するご連絡先

- ・個人接続サービスをご利用のお客さま

So-net サポートデスク

0120-80-7761 9:00～18:00（日曜※、1月1日、2日は除く）

※お問い合わせ内容により『予約型』となります

※「技術的なお問い合わせ」は日曜も営業しております

※応対品質向上のため、通話内容を録音させていただいております

<https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>

- ・法人接続サービスをご利用のお客さま

So-net 法人サポートデスク

0120-80-7765 9:00～18:00（土・日・祝日を除く）

※応対品質向上のため、通話内容を録音させていただいております

<https://www.so-net.ne.jp/support/business/contact/>

(11) 訪問販売および電話勧誘販売における契約担当者および契約日

- ・契約担当者氏名：森 静子

- ・契約日：「So-net 契約内容のご案内」をご確認ください。

■「みやブル for So-net」ご利用規約

「みやブル for So-net」のご利用規約はホームページにてご確認ください。

<https://www.so-net.ne.jp/signup/kiyaku/sagiwall.html>

■「みやブル for So-net」重要事項

(1)サービス名

「みやブル for So-net」

(2)サービスの種類

フィッシング詐欺やワンクリック詐欺に特化したセキュリティ対策ソフトです。Windows、Mac、iOS、Android に対応。自由な組み合わせで最大 3 台までの機器にインストールしてご利用いただけます。

◎詳しくは「みやブル for So-net」Web サイト

(<https://www.so-net.ne.jp/option/security/sagiwall/>)にてご確認ください。

(3)ご利用料金等

月額利用料金：330 円

◎「みやブル for So-net」のご利用には、So-net のユーザーID とユーザーID パスワードが必要です。

(4)ご利用料金のお支払いの時期および方法

支払方法:以下のうち、本オプションサービスの利用に必要な弊社規定のコースの支払方法と同じ方法でのお支払いとなります。

1.弊社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い

2.その他弊社が定める支払方法 ※

※お申込方法によっては、クレジットカードのみの受付となる場合があります。

支払時期：各支払方法に定める支払時期によります

(5)サービスの提供時期

申し込み方法によって本サービスの利用開始タイミングが次のとおり異なります。

単品またはメンバーズコースとの同時申し込み：申し込み直後

インターネット接続との同時申し込み：インターネット接続の開始後となります。

※お客さまご自身で利用開始手続きを行った場合はその直後となります。

(6)サービス提供事業者の名称、住所、電話番号および代表者氏名

名称 BBSS 株式会社

住所 東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号

代表者氏名 本多 晋弥

連絡先 03-6683-6236 (別途通話料がかかります)

営業時間 10:00~12:00/13:00~17:00 (受付：土日・祝祭日・年末年始を除く)

(7)サービスに隠れた瑕疵がある場合の弊社の責任について

上記サービスの提供に関し、弊社が負う損害賠償責任は、お客さまから受領する月額基本料金を上限とします。ただし、弊社の故意又は重大な過失によりお客さまに損害が生じた場合には、この限りではありません (お客さまが法人および個人事業主の場合を除く)。

(8)契約の解除について

以下に記載の「サービスの解除に関する事項」をご確認ください。なお、サービスに関する利用契約の解約又は解除に関する書面のご提出は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご連絡願います。

※契約の解除に関する書面には、

「みやブル for So-net」と記載いただき、住所、電話番号及び契約者氏名 (いずれもこのサービス利用の申し込み時に弊社にご登録いただいた情報) を明記ください。

契約解除書面の送付先

宛名 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

住所 〒698-8506

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

So-net 事務センター

※上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

※郵便番号で上記住所に配送されるため、宛先に丁目、番地などの住所情報は不要です。

【サービスの解除に関する事項】
1.この書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことによりこのサービスに関する利用契約の解除を行うことができます。
2.上記1に記載した事項にかかわらず、お客さまが、弊社が特定商取引法第21条第1項の規定に違反してこのサービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は弊社が同条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付する当該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第24条第1項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。
3.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面または電磁的記録をお客さまが発した時に、その効力が生じます。
4.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求いたしません。
5.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供されたときにおいても、弊社は当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
6.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、弊社が当該契約に関連して金銭を受領しているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。
7.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴いお客さま(特定商取引法第24条第1項の申込者等をいう。)の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されているときは、お客さまは、弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができるものとします。

(9)サービスの利用契約の解約に関するご連絡先

So-net サポートデスク

0120-80-7761 9:00～18:00（日曜※、1月1日、2日は除く）

※お問い合わせ内容により『予約型』となります

※「技術的なお問い合わせ」は日曜も営業しております

※対応品質向上のため、通話内容を録音させていただいております

<https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>

(10) 訪問販売および電話勧誘販売における契約担当者および契約日

・契約担当者氏名：森 静子

・契約日：「So-net 契約内容のご案内」をご確認ください。

■「S-SAFE ID Keeper」利用規約

「S-SAFE ID Keeper」のご利用規約はホームページにてご確認ください。

https://www.so-net.ne.jp/signup/kiyaku/idk_rule01.html

■「S-SAFE ID Keeper」重要事項

(1)サービス名

「S-SAFE ID Keeper」

(2)サービスの種類

本サービスは、パスワード管理機能や個人情報漏洩のモニタリング機能により、オンライン上での個人情報を保護するセキュリティ製品です。 Windows、Mac、iOS、Android に対応し、最大 3 台までの機器にインストールしてご使用いただけます。

※個人情報漏洩のモニタリング機能は iOS と Android に対応

(3)ご利用料金

初期登録料： 0 円

月額基本料金：330 円

(目安) 1 年あたりのご利用料金：3,960 円

※「So-net 安心サポートプラス」をお申込みのお客さまは、「S-SAFE ID Keeper」と「So-net 安心サポート」の両方を同時にご利用いただくことで、月額利用料が自動的に各サービスから 50 円（税抜）ずつ、合計 100 円（税抜）割引されます。

※「S-SAFE ID Keeper」と「So-net 安心サポート」を個別にお申込みいただいた場合でも、

両方を同時にご利用いただくことで、月額利用料は自動的に各サービスから 50 円（税抜）ずつ、合計 100 円（税抜）割引されます。

(4)ご利用料金のお支払の時期及び方法

支払方法：以下のうち、本オプションサービスの利用に必要な弊社規定のコースの支払方法と同じ方法でのお支払いとなります。

1.弊社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い

2.その他弊社が定める支払方法 ※

※お申込方法によっては、クレジットカードのみの受付となる場合があります。

支払時期：各支払い方法に定める支払い時期によります。

(5)サービスの提供時期および提供期間

お客さまからの利用申込みに基づき、弊社の申込み処理手続きが完了した時点からご利用いただけます。なお、サービスの提供期間については、お客さまからの解約の申し出がなされるまで継続します。

(6)サービス提供事業者の名称、住所および代表者氏名

名 称 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

住 所 東京都港区港南 1 丁目 7 番 1 号

代表者氏名 中川 典宜

(7)契約不適合がある場合の弊社の責任について

上記サービスの提供に関し、弊社が負う損害賠償責任は、お客さまから受領する月額基本料金を上限とします。ただし、弊社の故意又は重大な過失によりお客さまに損害が生じた場合には、この限りではありません（お客さまが法人および個人事業主の場合を除く）。

(8)ご注意事項

- ※本サービスはお客さまご自身でセキュリティソフトのダウンロード・インストールが必要です。
- ※ご利用開始月より月額基本料金がかかります。
- ※利用開始月に本サービスを解約される場合、月額利用料金がかかります。
- ※本サービスを利用するために必要なソフトウェアをインストールしていない場合でも、利用開始後は月額利用料金がかかります。

(9)契約の解除について

- ・サービスに関する利用契約の解約又は解除に関する書面のご提出は、以下に記載の「契約解除書面の 送付先」にご連絡願います。
 - ・以下に記載の「サービスの解除に関する事項」に基づき、書面にて契約の解除を希望されるお客さまは以下に記載の「契約解除書面の送付先」まで書面のご提出を、電磁的記録により契約の解除を希望されるお客さまは以下の So-net サポートデスク（チャット窓口）より契約解除のお申込みをお願いします。
- ※契約の解除に関する書面には、「S-SAFE ID Keeper 契約解除」と記載いただき、住所、電話番号及び契約者氏名(いずれもこのサービスの利用申込み時に弊社にご登録いただいた情報)を明記ください。

契約解除書面の送付先
宛名 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
住所 〒698-8506

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
So-net 事務センター

- ※上記住所への書面の受付は郵便に限ります。
 - ※郵便番号で上記住所に配送されるため、宛先に丁目、番地などの住所情報は不要です。
- 契約解除に関する申込み

So-net サポートデスク（チャット窓口）
<https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>

【サービスの解除に関する事項】	
1.この書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことにより	
このサービスに関する利用契約の解除を行うことができます。	
2.上記1に記載した事項にかかわらず、お客さまが、弊社が特定商取引法第21条第1項の規定に違反してこのサービスに	
関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は弊社が同条第3項の	
規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付する当	
該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第24条第1項ただし書に定める書面をお客さまが受領した	

日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。

3.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面または電磁的記録をお客さまが発した時に、その効力が生じます。

4.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求いたしません。

5.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供されたときにおいても、弊社は当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求いたしません。

6.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、弊社が当該契約に関連して金銭を受領しているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。

7.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴いお客さま(特定商取引法第24条第1項の申込者等をいう。)の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されているときはお客さまは、弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができるものとします。

(10)サービスの利用契約の解約に関するご連絡先

・個人接続サービスをご利用のお客さま

So-net サポートデスク

0120-80-7761 9:00～18:00（日曜※、1月1日、2日は除く）

※お問い合わせ内容により『予約型』となります

※「技術的なお問い合わせ」は日曜も営業しております

※応対品質向上のため、通話内容を録音させていただいております

<https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>

・法人接続サービスをご利用のお客さま

So-net 法人サポートデスク

0120-80-7765 9:00～18:00（土・日・祝日を除く）

※応対品質向上のため、通話内容を録音させていただいております

<https://www.so-net.ne.jp/support/business/contact/>

(11) 訪問販売および電話勧誘販売における契約担当者および契約日

・契約担当者氏名：森 静子

・契約日：「So-net 契約内容のご案内」をご確認ください。

■「So-net 安心サポート」ご利用規約

So-net 安心サポート」のご利用規約はホームページにてご確認ください。

https://www.so-net.ne.jp/signup/kiyaku/anshin_rule01.html

■「So-net 安心サポート」重要事項

ご利用にあたっては、本紙に記載の事項及びサービスの解除に関する事項を良くお読みください。

(1)サービス名

「So-net 安心サポート」

(2)サービスの種類

お客様に対して、上記サービス用の電話番号を通知することにより日本語にて実施される、電話サポートサービスおよび遠隔サポートサービス

(3)ご利用料金

月額基本料金：550 円

(目安) 1 年あたりのご利用料金：3,960 円

ご相談料金：1,320 円/1 件

※電話サポートサービスまたは、遠隔サポートサービスを個別に利用するたびに、ご相談料金が発生いたします。なお、毎月最初のご相談 1 件については、相談料金が無料となります。

※ご利用料金を変更する場合は、改めて弊社ホームページでご案内します。

ご利用料金について

<https://www.so-net.ne.jp/lifesupport/anshin/#pageNav3>

※「So-net 安心サポートプラス」をお申込みのお客さまは、「S-SAFE ID Keeper」と「So-net 安心サポート」の両方を同時にご利用いただくことで、月額利用料が自動的に各サービスから 50 円（税抜）ずつ、合計 100 円（税抜）割引されます。

※「S-SAFE ID Keeper」と「So-net 安心サポート」を個別にお申込みいただいた場合でも、両方を同時にご利用いただくことで、月額利用料は自動的に各サービスから 50 円（税抜）ずつ、合計 100 円（税抜）割引されます。

(4)ご利用料金のお支払の時期及び方法

支払方法：以下のうち、本オプションサービスの利用に必要な弊社規定のコースの支払方法と同じ方法でのお支払いとなります。

1. 弊社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い
2. その他弊社が定める支払方法 ※

※お申込方法によっては、クレジットカードのみの受付となる場合があります。

支払時期：各支払い方法に定める支払い時期によります。

(5)サービスの提供時期および提供期間

お客様からの利用申込みに基づき、弊社の申込み処理手続きが完了した時点からご利用いただけます。なお、サービスの提供期間につ

いては、お客さまからの解約の申し出がなされるまで継続します。

(6) サービス提供事業者の名称、住所および代表者氏名

名称 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
住所 東京都港区港南 1 丁目 7 番 1 号
代表者氏名 中川 典宜

(7) サポートの単位

利用するサポート内容により異なります。

※サポートの時間は 30 分を一つの区切りとし、解決に至ってない場合でも対応時間が 30 分を超えると件数をカウントすることがあります。

(8) サービスに契約不適合がある場合の弊社の責任について

上記サービスの提供に関し、弊社が負う損害賠償責任は、お客様から受領する月額基本料金を上限とします。ただし、弊社の故意又は重大な過失によりお客さまに損害が生じた場合には、この限りではありません（お客さまが法人および個人事業主の場合を除く）。

(9) 契約の解除について

・ サービスに関する利用契約の解約又は解除に関する書面のご提出は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご連絡願います。

・ 以下に記載の「サービスの解除に関する事項」に基づき、書面にて契約の解除を希望されるお客さまは以下に記載の「契約解除書面の送付先」まで書面のご提出を、電磁的記録により契約の解除を希望されるお客さまは以下の So-net サポートデスク（チャット窓口）より契約解除のお申込みをお願いします。

※契約の解除に関する書面には、「So-net 安心サポート契約解除」と記載いただき、住所、電話番号及び契約者氏名(いずれもこのサービスの利用申込み時に弊社にご登録いただいた情報)を明記ください。

■ 契約解除書面の送付先

宛名 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
住所 〒698-8506
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
So-net 事務センター

※上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

※郵便番号で上記住所に配送されるため、宛先に丁目、番地などの住所情報は不要です。

契約解除に関する申込み

So-net サポートデスク（チャット窓口）

<https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>

【サービスの解除に関する事項】	
1.この書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことにより	
このサービスに関する利用契約の解除を行うことができます。	
2.上記1に記載した事項にかかわらず、お客さまが、弊社が特定商取引法第21条第1項の規定に違反してこのサービスに	
関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は弊社が同条第3項の	
規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付する当	

該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第24条第1項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。

3.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面または電磁的記録をお客さまが発した時に、その効力が生じます。

4.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求いたしません。

5.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供されたときにおいても、弊社は当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求いたしません。

6.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、弊社が当該契約に関連して金銭を受領しているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。

7.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴いお客さま(特定商取引法第24条第1項の申込者等をいう。)の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されているときはお客さまは、弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができるものとします。

(10)サービスの利用契約の解約に関するご連絡先

・個人接続サービスをご利用のお客さま

So-net サポートデスク

0120-80-7761 9:00～18:00（日曜※、1月1日、2日は除く）

※お問い合わせ内容により『予約型』となります

※「技術的なお問い合わせ」は日曜も営業しております

※応対品質向上のため、通話内容を録音させていただいております

<https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>

・法人接続サービスをご利用のお客さま

So-net 法人サポートデスク

0120-80-7765 9:00～18:00（土・日・祝日を除く）

※応対品質向上のため、通話内容を録音させていただいております

<https://www.so-net.ne.jp/support/business/contact/>

(11) 訪問販売および電話勧誘販売における契約担当者および契約日

・契約担当者氏名：森 静子

・契約日：「So-net 契約内容のご案内」をご確認ください。

■「So-net 住まいと暮らしの相談」ご利用規約

「So-net 住まいと暮らしの相談」のご利用規約はホームページにてご確認ください。

<https://www.so-net.ne.jp/option/kurashi/sumaitokurashi/>

■「So-net 住まいと暮らしの相談」重要事項

(1) サービス名

「So-net 住まいと暮らしの相談」

(2) サービスの種類

電話による税務、社会保険または年金に関する相談を受けることのできる「暮らしの相談サービス」、電話による住宅等に関する相談に対して、当該相談における専門家に取り次ぎ、当該専門家による一般的な情報の提供を受けることができる

サービスとお客さまが居住する建物内にある別途定める相談対象家電のトラブル時にメーカー修理担当者等を手配できるサービスからなる「住まいの相談サービス」、お客さまが所有する別途定める修理対象家電に損害が生じた場合に保険引受会社から保険金の給付を受けることのできる「家電の修理補償サービス」、およびお客さまが所有するインターネットに接続することができる通信機能を備えた別途定める機器に損害が生じた場合に保険引受会社から保険金の給付を受けることのできる「機器補償サービス」がセットになったサービス

※1 住まいの相談サービスにおける相談対象家電は以下のとおりです。

弊社が定めるサイズ以上のテレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン

※2 家電の修理補償サービスにおける修理対象家電は、以下のとおりです。

引受保険会社が別途定める洗濯機、冷蔵庫、エアコン

※3 家電の修理補償サービスにおける保険金の上限は、年1回の損害あたり30,000円を限度とします。

※4 家電の修理補償サービスは免責として3,000円（不課税）の費用がかかります。

※5 機器補償サービスにおける保険金の上限は、お客さまが所有する機器ごとに引受保険会社が定めるものとします。

・各サービスの詳細は「So-net 住まいと暮らしの相談」Web サイトにてご確認ください。または弊社販売担当までお問い合わせください。

(3) ご利用料金等

月額基本料金：495円

(目安) 1年あたりのご利用料金：5,940円

住まいの相談サービスのうち、家電のトラブル相談サービスにかかる以下の費用

- ・当該相談サービスの利用に要する電話料金、その他の通信費
- ・作業料金及び部品代

※「So-net 住まいと暮らしの相談」のご利用には、弊社指定のインターネット接続サービスのご契約が必要です。

(4) ご利用料金のお支払の時期及び方法

支払方法：以下のうち、本オプションサービスの利用に必要な弊社

規定のコースの支払方法と同じ方法でのお支払いとなります。

1.弊社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い

2.その他弊社が定める支払方法 ※

※ お申込方法によっては、クレジットカードのみの受付となる場合があります。

支払時期：各支払い方法に定める支払い時期によります。

(5)サービスの提供時期および提供期間

お客様からの利用申込みに基づき、弊社の申込み処理手続きが完了した後、弊社がサービスの利用開始日として通知した日からご利用いただけます。なお、サービスの提供期間については、お客さまからの解約の申し出がなされるまで継続します。

(6)サービス提供事業者の名称、住所および代表者氏名

名称 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

住所 東京都港区港南 1 丁目 7 番 1 号

代表者氏名 中川 典宜

(7)キャンペーンについて

So-net マイページにてご確認ください。

(8)サービスに契約不適合がある場合の弊社の責任について

上記サービスの提供に関し、弊社が負う損害賠償責任は、お客さまから受領する月額基本料金を上限とし、弊社はこれを賠償するものとします。ただし、弊社の故意又は重大な過失によりお客さまに損害が生じた場合には、この限りではありません。

(お客さまが法人および個人事業主の場合を除く。)

(9)契約の解除について

・ サービスに関する利用契約の解除に関する書面は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご提出願います。

・ 以下に記載の「サービスの解除に関する事項」に基づき、書面にて契約の解除を希望されるお客さまは以下に記載の「契約解除書面の送付先」まで書面のご提出を、電磁的記録により契約の解除を希望されるお客さまは以下の So-net サポートデスク（チャット窓口）より契約解除のお申込みをお願いします。

※ 契約の解除に関する書面には「So-net 住まいと暮らしの相談契約解除」と記載いただき、住所、電話番号及び契約者氏名（いずれもこのサービスの利用申込み時に弊社にご登録いただいた情報）を明記ください。

契約解除書面の送付先

宛名 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

住所 〒698-8506

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

So-net 事務センター

※上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

※郵便番号で上記住所に配送されるため、宛先に丁目、番地 などの住所情報は不要です。

契約解除に関する申込み

So-net サポートデスク（チャット窓口）

<https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>

【サービスの解除に関する事項】	
1.この書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことによりこのサービスに関する利用契約の解除を行うことができます。	
2.上記1に記載した事項にかかわらず、お客さまが、弊社が特定商取引法第21条第1項の規定に違反してこのサービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は弊社が同条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付する当該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第24条第1項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。	
3.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面または電磁的記録をお客さまが発した時に、その効力が生じます。	
4.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求いたしません。	
5.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供されたときにおいても、弊社は当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求いたしません。	
6.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、弊社が当該契約に関連して金銭を受領しているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。	
7.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴いお客さま(特定商取引法第24条第1項の申込者等をいう。)の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されているときは、お客さまは、弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができるものとします。	

(10)サービスの利用契約の解約に関するご連絡先

So-net サポートデスク

0120-80-7761 9:00～18:00（日曜※、1月1日、2日は除く）
 ※お問い合わせ内容により『予約型』となります
 ※「技術的なお問い合わせ」は日曜も営業しております
 ※応対品質向上のため、通話内容を録音させていただいております
<https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>

(11) 訪問販売および電話勧誘販売における契約担当者および契約日

- ・契約担当者氏名：森 静子
- ・契約日：「So-net 契約内容のご案内」をご確認ください。

■「So-net 備えて安心 データ復旧」ご利用規約

「So-net 備えて安心 データ復旧」のご利用規約はホームページにてご確認ください。

<https://www.so-net.ne.jp/option/hoshou/datarecovery/>

■「So-net 備えて安心 データ復旧」重要事項

(1)サービス名

「So-net 備えて安心 データ復旧」

(2)サービスの種類

お客さまが所有する別途定める対象機器（以下、「対象機器」といいます）に損害が発生し、データを消失した場合に、対象機器からデータを復旧する作業を行うサービス

※本サービスは、対象機器より消失したデータの復旧作業を実施することを保証するものであり、消失したデータの完全な復旧を保証するものではありません

※本サービスは免責期間や利用回数の制限がございます。また、利用規約にて定める適用除外事項に該当する場合には適用されず別途提示する金額をお客さまにご負担していただきます。

詳しくは「So-net 備えて安心 データ復旧」利用規約にてご確認ください。

※対象機器は、以下の通りです。

パソコン、タブレット、スマートフォン

本サービスの詳細は「So-net 備えて安心 データ復旧」Web サイト

(<https://www.so-net.ne.jp/option/hoshou/datarecovery/>)にてご確認くださいか、または弊社販売担当者までお問い合わせください。

※本サービスは、「So-net 備えて安心 データ復旧」利用規約に

て定める適用除外事項に該当する場合には適用されず、別途提示する金額をお客さまにご負担していただきます。詳しくは、

「So-net 備えて安心 データ復旧」利用規約にてご確認ください。

(3)ご利用料金

月額基本料金：550 円

(目安) 1 年あたりのご利用料金：6,600 円

本サービスのうち、復旧お申込みにかかる以下の費用

- ・本サービスの利用に要する電話料金、その他の通信費
- ・お客さまが対象機器を送付する際の配送料金

※「So-net 備えて安心 データ復旧」のご利用には、弊社指定のインターネット接続サービスのご契約が必要です。

(4)ご利用料金のお支払の時期および方法

支払方法：月額基本料金は以下のうちいずれかの方法にてお支払いください。

- 1.弊社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い
- 2.その他弊社が定める支払方法

※お申込方法によっては、クレジットカードのみの受付となる

場合があります。

支払時期：各支払い方法に定める支払い時期によります。

サービス開始日が属する月

(以下「サービス開始月」といいます。)

の翌々月より、月額料金をご請求させていただきます。

(5)サービスの提供時期および提供期間

お客さまからの利用申込みに基づき、弊社の申込み処理手続きが完了した後、弊社がサービスの開始日として通知した日をサービス開始日とし、サービス開始月の翌々月 1 日から本サービスをご利用いただけます。なお、サービスの提供期間については、お客さまからの解約の申し出がなされるまで継続します。

サービス開始月及びサービス開始月の翌月は免責期間とし、データ復旧の依頼をお受けすることはできません。なお、本サービスによる復旧対応は、サービス開始月の 1 日を起算日として 1 年間に 2 回までとなります。

(6)サービス提供事業者の名称、住所および代表者氏名

名 称 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

住 所 東京都港区港南 1 丁目 7 番 1 号

代表者氏名 中川 典宜

(7)キャンペーンについて

So-net マイページにてご確認ください。

(8)サービスに契約不適合がある場合の弊社の責任について

上記サービスの提供に関し、弊社が負う損害賠償責任は、お客さまから受領する月額利用料金を上限とし、弊社はこれを賠償するものとします。ただし、弊社の故意又は重大な過失によりお客さまに損害が生じた場合には、この限りではありません（お客さまが法人および個人事業主の場合を除く）。

(9)契約の解除について

- ・サービスに関する利用契約の解除に関する書面は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご提出願います。
- ・以下に記載の「サービスの解除に関する事項」に基づき、書面にて契約の解除を希望されるお客さまは以下に記載の「契約解除書面の送付先」まで書面のご提出を、電磁的記録により契約の解除を希望されるお客さまは以下の So-net サポートデスク（チャット窓口）より契約解除のお申込みをお願いします。

※契約の解除に関する書面には、「So-net 備えて安心 データ復旧 契約解除」と記載いただき、住所、電話番号および契約者氏名(いずれもこのサービスの利用申込み時に弊社にご登録いただいた情報)を明記ください。

契約解除書面の送付先

宛先 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

住所 〒698-8506

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

So-net 事務センター

※上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

※郵便番号で上記住所に発送されるため、宛先に丁目、番地などの住所情報は不要です。

契約解除に関する申込み

So-net サポートデスク（チャット窓口）
<https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>

【サービスの解除に関する事項】
1.この書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことによりこのサービスに関する利用契約の解除を行うことができます。
2.上記1に記載した事項にかかわらず、お客さまが、弊社が特定商取引法第21条第1項の規定に違反してこのサービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は弊社が同条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付する当該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第24条第1項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。
3.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面または電磁的記録をお客さまが発した時に、その効力が生じます。
4.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求いたしません。
5.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供されたときにおいても、弊社は当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
6.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、弊社が当該契約に関連して金銭を受領しているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。
7.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴いお客さま(特定商取引法第24条第1項の申込者等をいう。)の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されているときはお客さまは、弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができるものとします。

(10)サービスの利用契約の解約に関するご連絡先

So-net サポートデスク
0120-80-7761 9:00～18:00（日曜※、1月1日、2日は除く）
※お問い合わせ内容により『予約型』となります
※「技術的なお問い合わせ」は日曜も営業しております
※応対品質向上のため、通話内容を録音させていただいております
<https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>

(11) 訪問販売および電話勧誘販売における契約担当者および契約日

- ・ 契約担当者氏名：森 静子
- ・ 契約日：「So-net 契約内容のご案内」をご確認ください。

■ 「Benefit Station for So-net」 ご利用規約

「Benefit Station for So-net」のご利用規約はホームページにてご確認ください。

<https://www.so-net.ne.jp/signup/kiyaku/benefit.html>

■ 「Benefit Station for So-net」 重要事項

(1) サービス名

「Benefit Station for So-net」

(2) サービスの種類

「Benefit Station for So-net」は、株式会社ベネフィット・ワンが運営する優待サービスです。提供するサービスは以下の通り。

- ・ 生活全般にわたる、便利でお得なサービス
- ・ 電話による相談・紹介・情報提供サービス
- ・ レジャーやご旅行に関する便利
でお得なサービス
- ・ その他、株式会社ベネフィット・ワンとその提携組織

(以下、「サービスパートナー」) が定めるサービス

(3) ご利用料金

月額利用料金：550 円

※これに加えて、「Benefit Station for So-net」における各種サービスの利用料金として、サービスパートナーが定める料金が別途発生します。

(4) ご利用料金のお支払の時期及び方法

- ・ 支払時期：各支払方法に定める時期によります。
- ・ 支払方法：以下のうち、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の接続サービスの利用料金の支払方法と同じ方法でのお支払いとなります。
 1. ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い
 2. その他ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が定める支払方法※お申込方法によっては、クレジットカードのみの受付となる場合があります。

「Benefit Station for So-net」における各種サービスの利用料金については、サービスパートナーが定める支払方法にて別途お支払いください。

(5) 優待サービスの提供時期



お客さまからの利用申込みに基づき、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の申込み処理手続きが完了した後、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社がサービスの利用開始日として通知した日からご利用いただけます。

(6) 優待サービス提供事業者の名称、住所及び運営統括

責任者氏名

名 称 株式会社ベネフィット・ワン

住 所 〒163-1037 東京都新宿区西新宿三丁目 7 番 1 号

新宿パークタワー37 階

運営統括責任者 古賀 清

(7) 会員情報の利用

「Benefit Station for So-net」が利用できる状態であるか確認することを目的に、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社と株式会社ベネフィット・ワンとの間で、定期的に会員の氏名、会員番号、「Benefit Station for So-net」の利用開始日および解約日を連携するものとします。

(8) 優待サービスに起因する損害の賠償

サービスパートナーにより提供されたサービスにおいて発生した損害は、サービスパートナーが一切の責任を負うものとし、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社、及び、株式会社ベネフィット・ワンは一切の責任を負いません。

ただし、株式会社ベネフィット・ワンにサービスパートナーの選任・監督について重大な過失がある場合、及び、株式会社ベネフィット・ワンが提供する情報に重大な誤りがある場合、株式会社ベネフィット・ワンは、お客様に発生した損害を賠償します。

(9) 契約の解除について

以下に記載の「サービスの解除に関する事項」に基づき、書面にて契約の解除を希望されるお客さまは以下に記載の「契約解除書面の送付先」まで書面ご提出を、電磁的記録により契約の解除を希望されるお客さまは以下の So-net サポートデスク（チャット窓口）より契約解除のお申込みをお願いします。

※契約の解除に関する書面には、「Benefit Station for So-net 契約解除」と記載いただき、住所、電話番号及び契約者氏名（サービス申込時にソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社にご登録いただいた情報）を明記ください。

契約解除書面の送付先

宛名 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

住所 〒698-8506

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

So-net 事務センター

※上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

※郵便番号で上記住所に配送されるため、宛先に丁目、番地

などの住所情報は不要です。

契約解除に関する申込み

So-net サポートデスク（チャット窓口）

<https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>

【サービスの解除に関する事項】	
1.この書面を受領した日（Web ページ又は電子メール等の電 子的手段により通知されたときはその時）から起算し	
て 8 日を経過する日までの間は、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことによりこのサービスに関する利用契約	
の解除を行うことができます	
2.上記 1 に記載した事項にかかわらず、お客さまが、弊社が特定商取引法第 21 条第 1 項の規定に違反してこのサービスに	
関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は弊社が同条第 3 項の	
規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付する当	
該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第 24 条第 1 項ただし書に定める書面をお客さまが受領した	
日（Web ページ又は電子メール等の電子的手段により通知されたときはその時）から起算して 8 日を経過するまでは、	
お客さまは、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。	
3.上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面または電磁的記録をお客さま	
が発した時に、その効力が生じます。	
4.上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害	
賠償又は違約金の支払を請求いたしません。	
5.上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供され	
たときにおいても、弊社は当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求いたしません。	
6.上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、弊社が当該契約に関連して金銭を受領	
しているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。	
7.上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴い	
お客さま(特定商取引法第 24 条第 1 項の申込者等をいう。)の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されているときは	
お客さまは、弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができるものとします。	

(10)サービスの利用契約の解約に関するご連絡先

So-net サポートデスク

0120-80-7761 9:00～18:00（日曜※、1月1日、2日は除く）

※お問い合わせ内容により『予約型』となります

※「技術的なお問い合わせ」は日曜も営業しております

※応対品質向上のため、通話内容を録音させていただいております

<https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>

(11) 訪問販売および電話勧誘販売における契約担当者および契約日

・契約担当者氏名：森 静子

・ 契約日：「So-net 契約内容のご案内」をご確認ください。

■ 「みやブル+ネットトラブル弁護士費用保証」ご利用規約

https://www.so-net.ne.jp/signup/kiyaku/sagiwall_law.html

■ みやブル+ネットトラブル弁護士費用保証 重要事項

※特定商取引法に基づく表示

※記載の金額は、別途記載があるものを除いてすべて税込金額です

ご利用にあたっては、本紙に記載の事項およびサービスの解除に関する事項をよくお読みください。

●お申し込みオプション

みやブル+ネットトラブル弁護士費用保証

本オプションサービスは、BB ソフトサービス株式会社およびさくら損害保険株式会社により提供されるものです。

そのため、本オプションサービスに関しては、(6) に記載の窓口までお問い合わせください。

(1)サービス名

「みやブル+ネットトラブル弁護士費用保証」

(2)サービスの種類

フィッシング詐欺やワンクリック詐欺に特化したセキュリティ対策ソフトです。Windows、Mac、iOS、Android に対応。自由な組み合わせで最大 6 台までの機器にインストールしてご利用いただけます。また、フリマアプリなどでの個人間トラブルやインターネット上の誹謗中傷・名誉棄損等のネットトラブルを起因とした法律相談費用・弁護士等費用を補償するサービスを提供します。インターネットトラブルは、いつ巻き込まれるかわからないものです。ご自分がトラブルの対象に対し法的措置を講じたい場合だけでなく、万が一ご利用者さまご自身が、訴訟対象になった場合にも、ご利用いただけるサービスとなっております。(申込の翌々月 1 日より利用可能)

◎詳しくは「みやブル+ネットトラブル弁護士費用保証」

Web サイト(https://www.so-net.ne.jp/option/security/sagiwall_law/)にてご確認ください。

(3)ご利用料金等

月額利用料金：660 円（目安：1 年あたりのご利用料金：7,920 円）

◎「みやブル+ネットトラブル弁護士費用保証」のご利用には、So-net のユーザーID とユーザーID パスワードが必要です。

(4)ご利用料金のお支払いの時期および方法

支払方法:以下のうち、本オプションサービスの利用に必要な弊社規定のコースの支払方法と同じ方法でのお支払いとなります。

1.弊社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い

2.その他弊社が定める支払方法※

※お申込方法によっては、クレジットカードのみの受付となる場合があります。

支払時期：各支払い方法に定める支払い時期によります。

(5)サービスの提供時期および提供期間

申し込み方法によって本サービスの利用開始タイミングが次のとおりに異なります。

単品またはメンバーズコースとの同時申し込み：申し込み直後

インターネット接続との同時申し込み：インターネット接続の開始後となります。

なお、サービスの提供時期については、お客さまからの解約の申し出がなされるまで継続します。

(6)サービス提供事業者の名称、住所、電話番号および代表者氏名

<みやブルサービス提供事業者>

名 称 BBSS 株式会社

住 所 東京都港区海岸一丁目7番1号

代表者氏名 本多 晋弥

連絡先 03-6683-6236（別途通話料がかかります）

営業時間 10:00～12:00/13:00～17:00（受付：土日・祝祭日・年末年始を除く）

<ネットトラブル弁護士費用保証サービス提供事業者>

名 称 さくら損害保険株式会社

住 所 東京都豊島区東池袋一丁目12番5号 東京信用金庫本店ビル10階

代表者氏名 小松 義彦

連絡先 [03-6388-0609](tel:03-6388-0609)（別途通話料がかかります）

営業時間 9:00～17:30（受付：土日・祝日・祝祭日・年末年始除く）

(7)サービスに契約不適合がある場合の弊社の責任について

上記サービスの提供に関し、弊社が負う損害賠償責任は、お客さまから受領する月額基本料金を上限とします。ただし、弊社の故意又は重大な過失によりお客さまに損害が生じた場合には、この限りではありません（お客さまが法人および個人事業主の場合を除く）。

(8)契約の解除について

以下に記載の「サービスの解除に関する事項」に基づき、書面にて契約の解除を希望されるお客さまは以下に記載の「契約解除書面の送付先」まで書面ご提出を、電磁的記録により契約の解除を希望されるお客さまは以下の So-net サポートデスク（チャット窓口）より契約解除のお申込みをお願いします。

※契約の解除に関する書面には、「みやブル+ネットトラブル弁護士費用保証」と記載いただき、住所、電話番号及び契約者氏名（いずれもこのサービス利用の申し込み時に弊社にご登録いただいた情報）を明記ください。

契約解除書面の送付先

宛 名 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
住 所 〒698-8506
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
So-net 事務センター

※ 上記住所への書面の受付は郵便に限ります。
※ 郵便番号で上記住所に配送されるため、宛先に丁目、番地などの住所情報は不要です。

契約解除に関する申込み
So-net サポートデスク（チャット窓口）
<https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>

【サービスの解除に関する事項】	
1.この書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことにより	
このサービスに関する利用契約の解除を行うことができます。	
2.上記1に記載した事項にかかわらず、お客さまが、弊社が特定商取引法第21条第1項の規定に違反してこのサービスに	
関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は弊社が同条第3項の	
規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付する当	
該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第24条第1項ただし書に定める書面をお客さまが受領した	
日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことにより当該契約の解	
除を行うことができます。	
3.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面または電磁的記録をお客さま	
が発した時に、その効力が生じます。	
4.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害	
賠償又は違約金の支払を請求いたしません。	
5.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供され	
たときにおいても、弊社は当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求いたしません。	
6.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、弊社が当該契約に関連して金銭を受領	
しているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。	
7.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴い	
お客さま(特定商取引法第24条第1項の申込者等をいう。)の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されているときは	
お客さまは、弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができるものとします。	

(9)サービスの利用契約の解約に関するご連絡先
So-net サポートデスク

0120-80-7761 9:00～18:00（日曜※、1月1日、2日は除く）

- ※お問い合わせ内容により『予約型』となります
- ※「技術的なお問い合わせ」は日曜も営業しております
- ※対応品質向上のため、通話内容を録音させていただいております

<https://www.so-net.ne.jp/support/>

(10)訪問販売および電話勧誘販売における契約担当者および契約日

- ・契約担当者氏名：森 静子
- ・契約日：「So-net 契約内容のご案内」をご確認ください。

■ 提供会社

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社（So-net）

■ お問い合わせ先

●サービス内容全般・手続き・プロバイダ請求およびインターネットサービスの接続・設定・故障

So-net

 0120-80-7761（9：00～18：00／日曜※、1月1日・2日は除く）

- ※ お問い合わせ内容により『予約型』となります。
- ※ 「技術的なお問い合わせ」は日曜も営業しております
- ※ 対応品質向上のため、通話内容を録音させていただいております

<https://www.so-net.ne.jp/support/>

ホームページ <https://www.so-net.ne.jp/>

■ その他お客さま問い合わせ窓口

- | | |
|------------------|--|
| 電話サービスの接続・設定・故障 |  0077-7101(24 時間／年中無休) |
| テレビサービスの接続・設定・故障 |  0077-7084(9：00～18：00／年中無休) |
| かけつけ設定サポートのお申し込み |  0077-7084(9：00～18：00／年中無休) |
| KDDI 請求・サービス内容全般 |  0077-777（9：00～18：00／年中無休） |

<本紙記載内容について>

本紙記載の内容は、2026 年 7 月現在の内容です。料金やサービスは、改善等のため予告なく変更する場合があります。初期費用(一括払い、分割払い、残債含む)、登録料(※)は、工事実施日等、料金起算日の税率が適用されます。各種工事費用については工事実施日の税率が適用されます。

※開通後にサービス追加された際の登録料は、追加サービスの提供開始日の税率が適用されます。

<料金についてのご注意>

※特に断りのない限り、記載の金額はすべて税込金額です。消費税の計算上、実際の請求額と異なる場合があります。

<請求についてのご注意>

税込額の端数の扱いにつきましては請求元事業者の取り決めに従い、請求させていただきますので、請求金額は記載金額の合計とは異なる場合があります。あらかじめご了承ください。

<他社料金についてのご注意>

他社料金(NTT 東日本・NTT 西日本料金等)につきましてはあくまでも目安となります。また、NTT 東日本・NTT 西日本工事費については、お客様宅内等の状況により記載の内容とは異なる場合があります。あらかじめご了承ください。

<個人情報のお取扱いについてのご注意>

新規契約その他各種手続きをされた契約者様の個人情報については、個人情報保護方針に基づき適切に管理させていただきます。

<その他>

本文章に記載しているサービス名称は一般に各社の商標または登録商標です。